# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名	
1	後期高齢者医療制度関係事務 全項目評	価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

栃木県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

# 評価実施機関名

栃木県後期高齢者医療広域連合

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

平成30年3月29日

[平成28年1月 様式4]

# 項目一覧

Ι	基本情報
(	
п	特定個人情報ファイルの概要
(	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
Ш	特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策
IV	その他のリスク対策
v	開示請求、問合せ
VI	評価実施手続
(	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·

## I 基本情報

#### 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

#### ①事務の名称

後期高齢者医療制度関係事務

#### <制度内容>

後期高齢者医療制度は、国民の高齢期における適切な医療の確保を図るため、医療費の適正化を推進するための計画の作成及び保険者による健康診査等の実施に関する措置を講ずるとともに、高齢者の医療について、国民の共同連帯の理念等に基づき、前期高齢者に関する保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設け、もって国民保健の向上及び高齢者の福祉の増進を図ることを目的とする。

後期高齢者医療制度では、適用年齢(75歳以上)になると、現在加入している国民健康保険や健康保険組合から移行となり、後期高齢者だけの独立した医療制度に組み入れられるという点や、徴収方法が年金からの特別徴収(天引き)が基本となっている点等が特徴として挙げられる。

後期高齢者医療制度の運営主体は、都道府県ごとに後期高齢者医療広域連合(その都道府県の区域内の全市区町村が加入する広域連合)(以下「広域連合」という。)が設置され、保険者となる。政令指定都市も独立した運営ではなく、その市がある都道府県の広域連合に参加することになる。なお、保険料の徴収事務や申請・届出の受付、窓口業務については市町が処理する事務とされている。

対象となる被保険者は、広域連合の区域内に住所を有する75歳以上の高齢者と、広域連合の区域内に住所を有する65~74歳の者であって、広域連合から障害等による被保険者資格の認定を受けた者である。

後期高齢者医療制度における療養の給付等については、概ね健康保険と同様の給付が行われる。また、加入者全員が「被保険者」となる(「被扶養者」という概念はない。)ため健康保険に定める「家族給付」は存在しない。

後期高齢者医療制度の財政は、医療給付費の約5割を公費(内訳は国:都道府県:市区町村=4:1:1)で、約4割を各 医療保険の加入者で負担し(後期高齢者交付金)、残りの約1割を被保険者の保険料で負担するように設定されている。

また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の資格履歴情報と被保険者枝番の採番管理、地方公共団体等と情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。

さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。

<事務内容>(※詳細は、「(別添1)事務の内容」を参照)

後期高齢者医療制度では、栃木県後期高齢者医療広域連合と市町が連携して事務を行う。 基本的な役割分担は、

- 広域連合:被保険者の資格管理や被保険者資格の認定、保険料の決定、医療の給付
   市町:各種届出の受付や被保険者証等の引き渡し等の窓口業務、保険料の徴収であり、特定個人情報ファイルを取り扱う事務は以下のとおり。
- 1. 資格管理業務
  - 被保険者証等の即時交付申請

住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付け、広域連合において即時に審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被保険者証等を発行する(※1)。

- ・住民基本台帳情報等の取得、被保険者資格の異動 市町から広域連合に住民基本台帳等の情報を送付し、広域連合において年齢到達 者等を特定して被保険者資格の審査・決定を行い、市町から当該住民に対して被 保険者証等を発行する(※1)。上記と併せて、被保険者情報等の管理を行う。
- ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン 資格確認等システムへ提供する(※1-2)
  - ※1:他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、 資格喪失していることを確認することも可能。
- ※1-2:オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した 資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。
- ヮ 尉譚•□級業務

#### ②事務の内容 ※

# 保険料賦課 る(×2)。 3. 給付業務 する(※3)。

市町から広域連合に所得情報等を送付し、広域連合において賦課計算を行い保険 料賦課額を決定した上で、市町から当該住民に対して賦課決定通知書等で通知す

•保険料収納管理

広域連合で決定した保険料賦課額に基づき、市町において保険料に関する徴収方 法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収依頼を実施するとともに当該 住民には特別徴収額通知書等で通知し、普通徴収の場合は当該住民に納付書を送付し、 特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。

- (※2)保険料賦課に当たり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシス テムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能
- 市町において住民からの療養費支給申請書に関する届出を受け付け、広域連合にお いて療養費支給の認定処理を行い、当該住民に対して療養費支給決定通知書等を交付
- (※3)給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステ ムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。
- 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務)
  - ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合から の委託を受けて、加入者の資格履歴情報の管理を行うために、広域連合から被保険者 及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。
  - ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を 中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。
  - (※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情 報を更新する。
- 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
  - ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、シス テムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要とな る情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関す る情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。
- 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する 事務)
  - ・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約し て実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。
  - ・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。
  - (※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由し
- 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する 事務)
  - ・市町から個人番号が取得できない場合や、個人番号又は基本4情報を確認する 必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介し て地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。

<選択肢> 1) 1,000人未満 3) 1万人以上10万人未満 2) 1,000人以上1万人未満 ③対象人数 [ 30万人以上 ] 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上

4

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 後期高齢者医療広域連合電算処理システム(以下「標準システム」という。) ①システムの名称 ※標準システムは、広域連合に設置される標準システムサーバー群と、構成市町に設置される窓口端末で構成さ れる。 1. 資格管理業務 (1)被保険者証の即時交付申請 市町の窓口端末へ入力された被保険者資格等に関する届出情報を基に、広域連合の標準 システムにおいて即時に受付・審査・決定を行い、その結果を市町の窓口端末へ配信する。 市町の窓口端末では配信された決定情報を基に被保険者証等を発行する。 (2) 住民基本台帳等の取得 市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、住民票の異動に関する情報を広域 連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。 (3)被保険者資格の異動 (2)により市町の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された住民に関する情報により、 広域連合が被保険者資格に関する審査・決定を行い、広域連合の標準システムより被保険者情報 等を市町の窓口端末へ配信する。

#### 2. 賦課・収納業務

(1)保険料賦課

市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、個人住民税等に関するデータを広域連合標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦課額を決定し、保険料情報等のデータを 市町の窓口端末へ配信する。

(2)保険料収納管理

市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を用いて、保険料収納に関する情報等のデータを広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理する。

3. 給付業務

療養費支給申請に関するデータを広域連合において標準システムに入力し、当該情報を用いて 療養費支給決定を行い、広域連合の標準システムより、療養費支給決定通知情報等を市町の 窓口端末へ配信する。

- ※ オンラインファイル連携機能とは、市町の窓口端末のWebブラウザーを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市町の窓口端末に配信する機能のことをいう。
- 4. 加入者情報管理業務
- (1)加入者情報作成

標準システムは市町から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信する。

- ○ファイルを広域端末から統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。
- (以下「統合専用端末連携」という。)
- ○広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎファイルを送信する。
- (以下「サーバー間連携」という。)

②システムの機能

(2)加入者情報登録結果取込

広域連合職員は統合専用端末を用いて統合端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから

加入者情報の登録結果に関するファイルを入手し、 広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用 いて標準システムに送信する。標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。 5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準シ ステムから取得し、統合専用端末へ移送後、統合専用端末連携またはサーバー間連携で 中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを 標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、統合専用端末連携またはサーバー間連携で 中間サーバーへ送信する。 (3)高額介護合算療養費情報作成 標準システムは高額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するため の副本情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録する ためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、統合専用端末連携または サーバー間連携で中間サーバーへ送信する。 6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 標準システムは情報照会要求を基に、中間サーバーに登録するための情報照会要求情報を作成 する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを 標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、統合専用端末連携またはサーバー間連携で 中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 <del>広域連合職員は統合専用端末を用いて</del>統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間 サーバーから情報照会結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツール を用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる情報照会結果を管理する。 市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理ツールを用いて、情報照会結果を確認する。 ]情報提供ネットワークシステム ] 庁内連携システム Γ ] 住民基本台帳ネットワークシステム ] 既存住民基本台帳システム Γ ③他のシステムとの接続 ] 宛名システム等 ] 税務システム 

# Γ ] その他 ( )

システム2		
①システムの名称	中間サーバー	
②システムの機能	中間サーバーは、医療保険者等全体又は医療保険制度横断で資格管理等を行う際に必要となるシステムであり、(1)資格履歴管理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地方公共団体情報システム機構に対して住民基本台帳ネットワークシステムを通じた機構保存本人確認情報の提供を求める機能を有する。中間サーバーは、支払基金及び国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会(以下「取りまとめ機関」という。)が運営する。(1)資格履歴管理事務に係る機能 (1)新規被保険者の基本4情報(又はその一部)、資格情報(個人番号を含む。)を中間サーバーに登録する。 (ii)個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能 (i)機関別符号取得 他の機関へ情報照会・提供を行う際、個人を特定するために必要となる機関別符号を取得する。 (ii)情報照会情報提供ネットワークシステムを通じて、特定個人情報の情報照会及び照会した情報の受領を行う。 (iii)情報提供情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報提供等記録生成情報と無付けるために使用する情報提供マイナボータルからの自己情報開示の求めを受付け、オンライン資格確認等システムで管理している情報と細付けるために使用する情報提供マイナボータルからの自己情報開示の求めを受付け、オンライン資格確認等システムで管理している情報との紐付けを行うために、個人番号を除いた資格履歴情報を提供する。 (3)本人確認事務に係る機能 (i)個人番号取得基本4情報取得	
③他のシステムとの接続	[ <b>O</b> ]情報提供ネットワークシステム [ ]庁内連携システム [ ] 既存住民基本台帳ネットワークシステム [ ]既存住民基本台帳システム [ ] 就務システム	
	[ ]その他 ( )	

# 3. 特定個人情報ファイル名 後期高齢者医療関連情報ファイル

#### 4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由

#### ①事務実施上の必要性

被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには、被保険者資格や給付の情報、住民基本台帳関連情報、市町で使用されている宛名番号及び広域連合で付番する被保険者番号等を、個人番号と紐付けして管理する必要があることから、特定個人情報ファイルとして後期高齢者医療関連情報ファイルを保有する。

## ②実現が期待されるメリット

・個人番号を利用することにより被保険者資格や給付の情報等をより正確かつ効率的に検索・照会することが可能となり、誤った相手に対して保険料の賦課・徴収や給付等を行うリスクを軽減できる。

・また、現状で情報の連携のために使用されている宛名番号等は市町ごとに設定されているものであるが、個人番号は全国の市区町村で共通の番号であるため、同一広域連合内において他の市町に転居した場合でも、個人番号を利用することで同一人の正確な名寄せが可能となり、誤支給や誤賦課の防止がより確実なものとなる。

・被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。

・オンライン資格確認等システムを通して、資格喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削減、後続開発システムとの連携による保健医療データ活用のしくみを実現する。

#### 5. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠

- ・番号利用法 第9条及び別表第一第59号
- ・番号利用法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第46条
- ・住民基本台帳法 第30条の9

#### 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無

実施する

- <選択肢> 1) 実施する
- 2) 実施しない
- 3) 未定
- ·番号利用法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)

1

(照会)別表第二 項番80,81

番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2 (提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、82、87、93、97、106、109、120

番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、 第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第22条の2、第24条の2、 第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、 第53条、第55条の2、第59条の3

#### ②法令上の根拠

・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託)

(照会)第1項 第1号

(提供)第1項 第2号

(委託)第2項

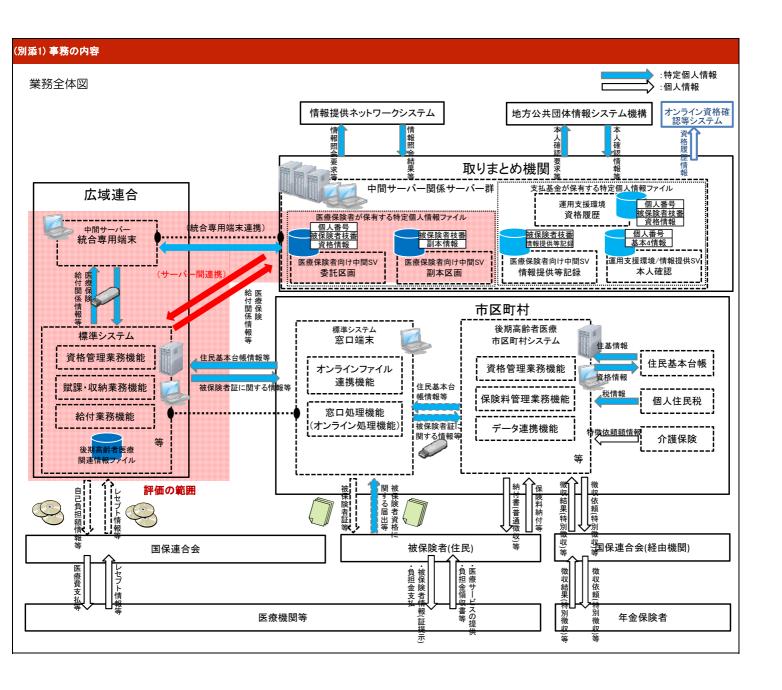
当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。

#### 7. 評価実施機関における担当部署

**①部署** 総務課

②所属長総務課長

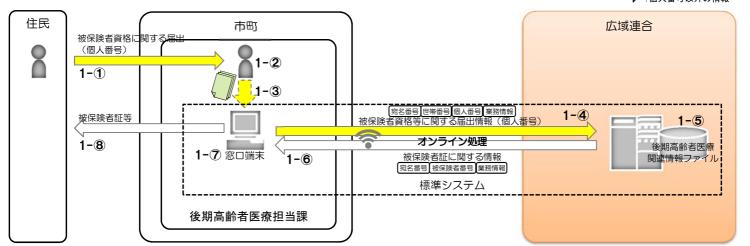
#### 8. 他の評価実施機関



1. 資格管理業務

(1)被保険者証等の即時交付申請



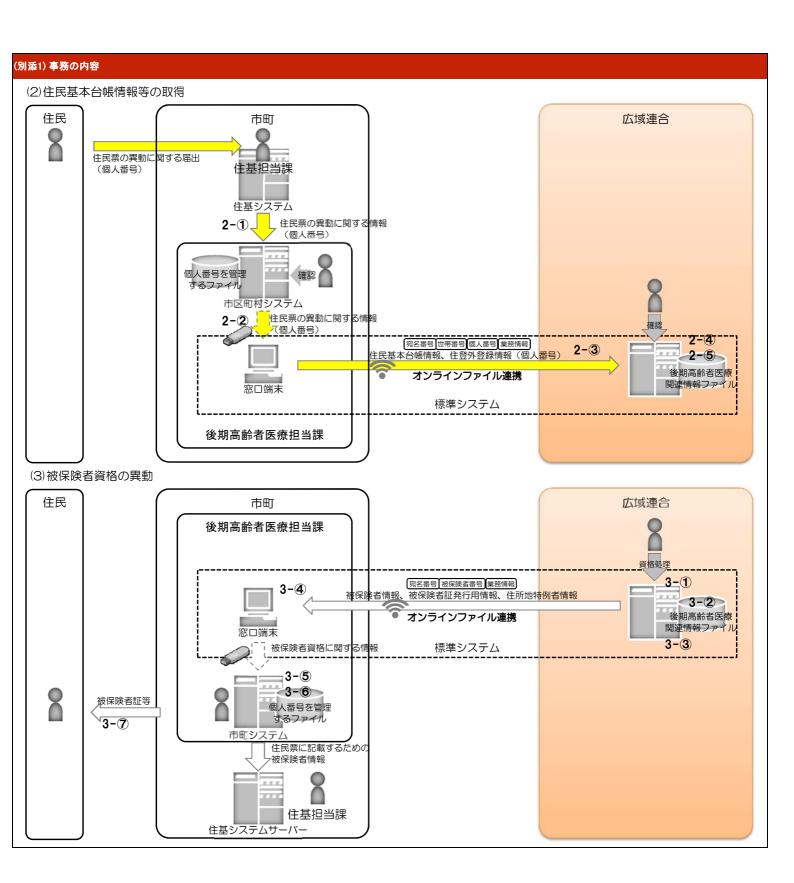


## (備考)

- 1. 資格管理業務
  - (1)被保険者証等の即時交付申請
  - 1-①市町の後期高齢者医療窓口において、住民から個人番号が記入された被保険者資格に関する届出を受け付ける。
  - 1-②市町において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
  - 1-③市町の窓口端末に、個人番号を含む申請事項を登録する。
  - 1-④市町の窓口端末に登録された申請事項は、個人番号と併せて広域連合の標準システムに登録されることで、当該住民に対して資格取得がされる。
  - 1-⑤広域連合の標準システムでは、市町において登録された「市町と同一の宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理される。
  - 1-⑥市町の窓口端末において、広域連合の標準システムに登録された資格情報を取得する。
  - 1-⑦市町では、市町の窓口端末に表示した情報を確認し、被保険者証等の発行を行う。
  - 1-⑧被保険者証等を交付する。

#### ※宛名番号、世帯番号、被保険者番号について

- ・宛名番号及び世帯番号は、各市町がそれぞれ設定している既存の番号であり、広域連合は構成市町のそれぞれの宛名番号及び世帯番号を 市町コードとともに保有・管理している。宛名番号及び世帯番号で管理している情報は、主に住民基本台帳関係の情報や資格の得喪に関する情報である。
- ・被保険者番号は各広域連合がそれぞれ設定している既存の番号であり、市町は所属している広域連合の被保険者番号を保有・管理している。 被保険者番号で管理している情報は、主に資格の内容や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報である。
- ・広域連合及び市町は、宛名番号、世帯番号、被保険者番号をそれぞれ個人番号と紐付けして保有・管理している。
- ※オンライン処理について
  - ・オンライン処理とは、市町に設置された市町の窓口端末のWebブラウザーに表示される広域連合の標準システムの画面を経由して、被保険者からの申請情報の登録、保険料台帳の内容確認、各業務の帳票出力等に使用し、広域連合の標準システムを画面操作することを指す。
- ※オンラインファイル連携機能について
  - ・オンラインファイル連携機能とは、市町の窓口端末のWebブラウザーを用いて、各種ファイルを広域連合の標準システムサーバーに送信する機能と、 広域連合の標準システムサーバー内に格納されている各種ファイルや帳票等を市町の窓口端末に配信する機能のことをいう。
- ※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。
- ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。
- ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。
- ※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7.地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載



#### (備考)

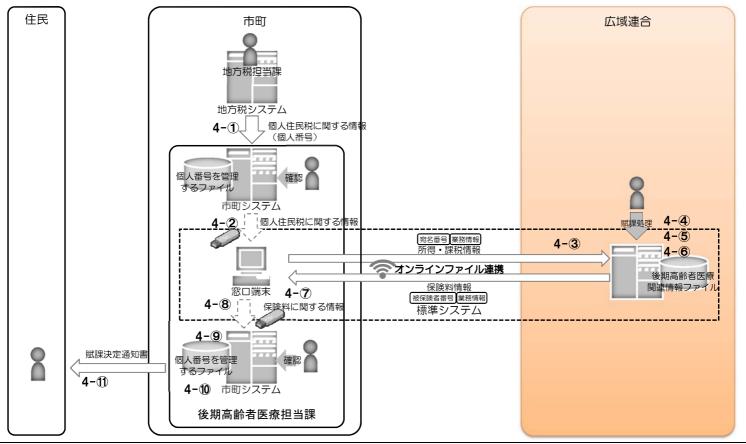
#### (2)住民基本台帳情報等の取得

- 2-①後期高齢者医療市町システム(以下「市町システム」という。)は、住基システムから住民票の異動に関する情報の移転を受け、市町システムに更新する。
- 2-②市町システムから、被保険者と世帯員及び被保険者以外の年齢到達予定者についての住民票の異動に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、市町の窓口端末に移入する。
- 2-③市町の窓口端末から、広域連合の標準システムに、個人番号を含む「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」が送信される。
- 2-④広域連合の標準システムでは、送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 2-⑤広域連合の標準システムでは、市町から送信された当該情報に含まれる「市町と同一の宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理される。

#### (3)被保険者資格の異動

- 3-①(2)において市町の窓口端末から広域連合の標準システムに送信された「住民基本台帳情報」及び「住登外登録情報」により、広域連合は住民票の異動や 年齢到達等を把握し、広域連合の標準システムにおいて被保険者資格の取得・喪失・資格要件の変更に関する処理を行う。
- 3-②広域連合の標準システムでは、「市町と同一の宛名番号」と「個人番号」に、さらに「被保険者番号」が紐付けられる。
- 3-③市町の窓口端末による即時異動分を含めて、広域連合の標準システムに「被保険者情報」等が作成される。
- 3-④広域連合の標準システムから市町の窓口端末に、「被保険者情報」等を配信する。
- 3-⑤市町では、市町の窓口端末から「被保険者情報」等を電子記録媒体等に移出し、市町システムに移入する。
- 3-⑥市町システムでは、移入された「被保険者情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。 市町では、すでに「宛名番号」に紐付けして「個人番号」が管理されているため、そこに「被保険者番号」を紐付けして管理される。
- 3-⑦被保険者証等を作成して交付する。
- ※被保険者枝番の取得の流れは、「4. 加入者情報作成」に記載。
- ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5. 副本作成」に記載
- ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載
- ※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7.地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載

#### 2. 賦課·収納業務 (1)保険料賦課



#### (備考)

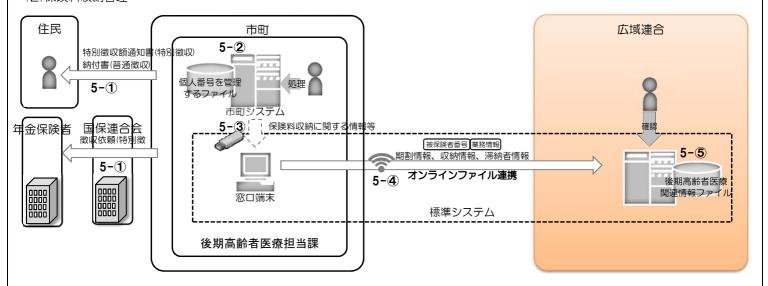
### 2. 賦課・収納業務

#### (1)保険料賦課

- 4-①市町システムは、地方税システムから個人住民税に関する情報の移転を受け、市町システムに更新する。
- 4-②市町システムから個人住民税情報を電子記録媒体等に移出し、市町の窓口端末に移入する。
- 4-③市町の窓口端末から、広域連合の標準システムに、「所得・課税情報」が送信される。
- 4-④広域連合の標準システムでは、送信された「所得・課税情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑤広域連合の標準システムにおいて、保険料賦課の処理を行う。
- 4-⑥広域連合の標準システムに「保険料情報」が作成される。
- 4-⑦広域連合の標準システムから市町の窓口端末に、「保険料情報」等を配信する。
- 4-⑧市町では、市町の窓口端末から「保険料情報」等を電子記録媒体等に移出し、市町システムに移入する。
- 4-⑨市町システムでは、移入された「保険料情報」等に基づいて、同システムの当該情報を更新する。
- 4-⑩市町システムでは、必要に応じて該当する通知書等を発行する。
- 4-⑪通知書等を交付する。

※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

#### (2)保険料収納管理



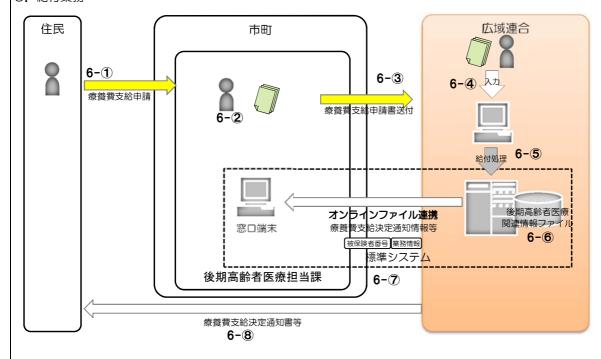
#### (備考)

#### (2)保険料収納管理

- 5-①市町で、保険料の徴収方法と納期を決定し、「特別徴収額通知書」や、「納付書」の交付を行い、保険料の徴収を行う。 特別徴収の場合は、国保連合会を経由して年金保険者に対して徴収を依頼し、保険料の徴収を行う。
- 5-②市町システムにおいて、保険料の賦課及び徴収の実施状況に関するデータ管理を行う。
- 5-③市町システムから、保険料収納に関する情報等を電子記録媒体等に移出し、市町の窓口端末に移入する。
- 5-④市町の窓口端末から、広域連合の標準システムに「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」が送信される。
- 5-⑤広域連合の標準システムでは、送信された「期割情報」及び「収納情報」、「滞納者情報」に基づいて、同システムの当該情報を更新する。

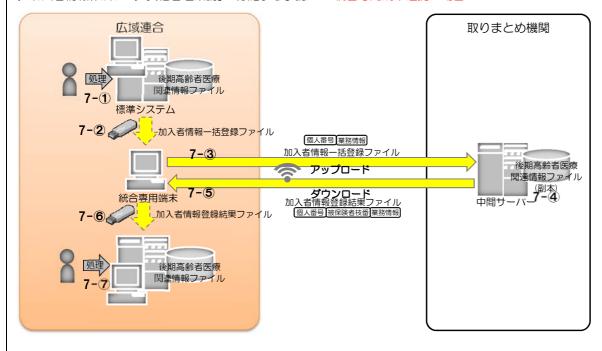
※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

#### 3. 給付業務



- 3. 給付業務
  - 6-①市町の後期高齢者医療窓口において、被保険者から個人番号が記入された療養費支給申請に関する届出を受け付ける。
  - 6-②市町において、届出書等に記載された個人番号の確認を行う。
  - 6-③市町は申請書を広域連合に送付する。
  - 6-④広域連合は標準システムに申請事項を登録する。
  - 6-⑤広域連合の標準システムに入力した「療養費関連情報」に基づいて、同システムで療養費の支給決定処理を行う。
  - 6-⑥広域連合の標準システムに「療養費支給決定通知情報」等が作成される。
  - 6-⑦広域連合の標準システムから市町の窓口端末に、「療養費支給決定通知情報」等を配信する。
  - 6-⑧広域連合の標準システムから、療養費支給決定通知書等の作成・発行を行い、被保険者に交付する。
- ※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。
- ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6. 情報照会」に記載。

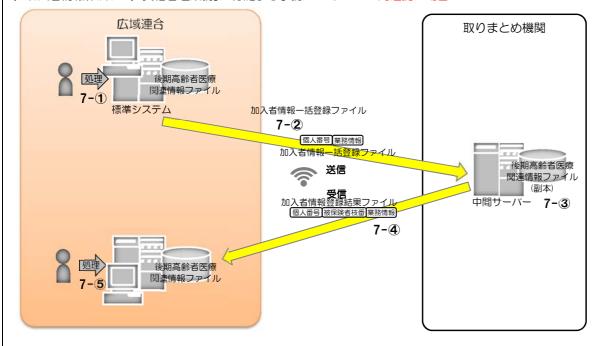
4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合



- 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
  - 7-①一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
  - 7-②広域連合の標準システムから加入者情報-括登録ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。 7-③統合専用端末から中間サーバーへ加入者情報-括登録ファイルをアップロードする。

  - 7-④中間サーバーで加入者情報ー括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、 被保険者枝番及び処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
  - 7-⑤中間サーバーから統合専用端末へ加入者情報登録結果ファイルをダウンロードする。
  - 7-⑥統合専用端末から加入者情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
  - 7-⑦一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

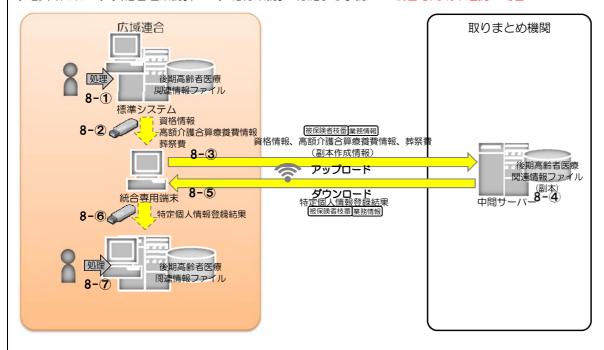
4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合



#### (備者)

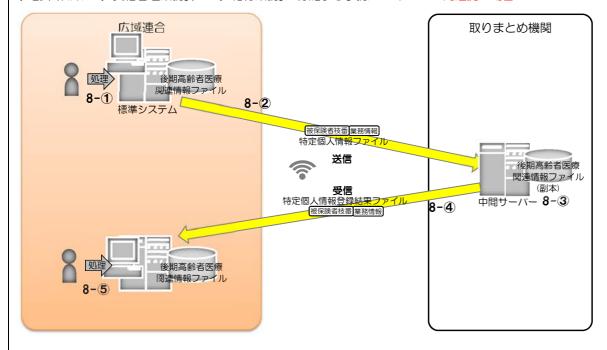
- 4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
  - 7-①一括処理で被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、加入者情報一括登録ファイルを作成する。
  - 7-②標準システムから中間サーバーへ加入者情報ー括登録ファイルを送信する。
  - 7-③中間サーバーで加入者情報ー括登録ファイルの取込処理、及び被保険者枝番の生成処理が行われ、 処理結果が加入者情報登録結果ファイルに出力される。
  - 7-④中間サーバーから加入者情報登録結果ファイルを受信する。
  - 7-⑤一括処理で加入者情報登録結果ファイルを取り込む。

5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合



- 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
  - 8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。
    - ・資格情報登録ファイル
    - ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
    - 葬祭費登録ファイル
  - 8-②広域連合の標準システムから上記8-①のインタフェースファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
  - 8-③統合専用端末から中間サーバーへ上記8-①のインタフェースファイルをアップロードする。
  - 8-④中間サーバーで上記8-①のインタフェースファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。
  - 8-⑤中間サーバーから統合専用端末へ特定個人情報登録結果ファイルをダウンロードする。
  - 8-⑥統合専用端末から特定個人情報登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
  - 8-⑦一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

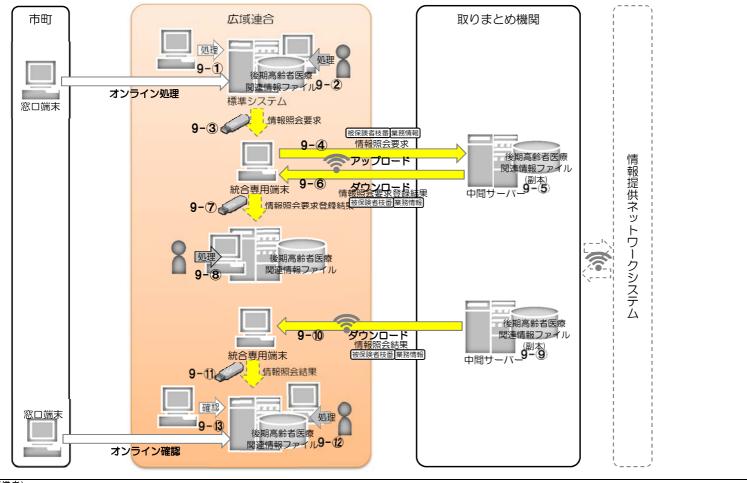
5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合



#### (備孝)

- 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
  - 8-①一括処理で被保険者の医療情報を抽出し、以下のインターフェースファイルを作成する。
    - ・資格情報登録ファイル
    - ・高額介護合算療養費情報登録ファイル
    - 葬祭費登録ファイル
  - 8-②標準システムから中間サーバーへ特定個人情報ファイル(8-①で作成したファイル)を送信する。
  - 8-③中間サーバーで特定個人情報ファイルの取込処理が行われ、処理結果が特定個人情報登録結果ファイルに出力される。
  - 8-④中間サーバーから特定個人情報登録結果ファイルを受信する。
  - 8-5一括処理で特定個人情報登録結果ファイルを取り込む。

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※統合専用端末連携の場合

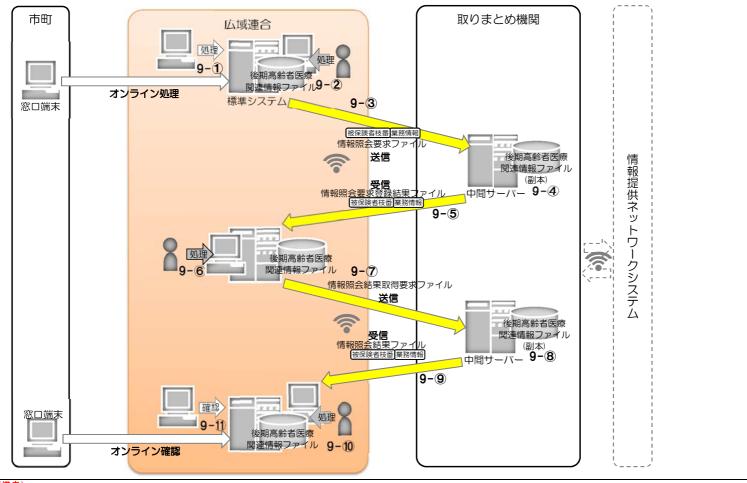


- 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
  - 9-①市町の窓口端末や広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。
  - 9-②一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。
  - 9-③広域連合の標準システムから情報照会要求ファイルをダウンロードし、統合専用端末へ媒体で移送する。
  - 9-④統合専用端末から中間サーバーへ情報照会要求ファイルをアップロードする。
  - 9-⑤中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
  - 9-⑥中間サーバーから統合専用端末へ情報照会要求登録結果ファイルをダウンロードする。
  - 9-⑦統合専用端末から情報照会要求登録結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。
  - 9-8一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。

  - 9-9中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。 9-⑩中間サーバーから統合専用端末へ情報照会結果ファイルをダウンロードする。
  - 9-①統合専用端末から情報照会結果ファイルを広域連合の標準システムへ媒体で移送してアップロードする。

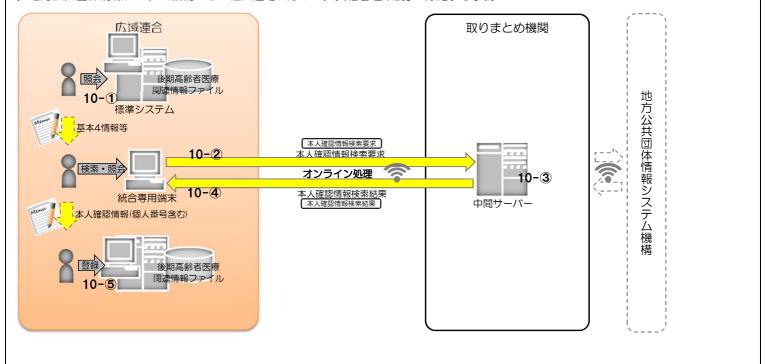
  - 9-①一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。 9-③市町の窓口端末や広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ※サーバー間連携の場合



- 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)
  - 9-①市町の窓口端末や広域連合の標準システムからオンライン画面で情報照会要求を行う。
  - 9-②一括処理で情報照会要求ファイルを作成する。
  - 9-③標準システムから中間サーバーへ情報照会要求ファイルを送信する。
  - 9-④中間サーバーで情報照会要求ファイルの取込処理が行われ、処理結果が情報照会要求登録結果ファイルに出力される。
  - 9-⑤中間サーバーから情報照会要求登録結果ファイルを受信する。
  - 9-⑥一括処理で情報照会要求登録結果ファイルを取り込む。
  - 9-⑦一括処理で情報照会結果取得要求ファイルを作成し、中間サーバーへ送信する。
  - 9-⑧中間サーバーで情報照会結果ファイルが作成される。
  - 9-9中間サーバーから情報照会結果ファイルを受信する。
  - 9-10一括処理で情報照会結果ファイルを取り込む。
  - 9-⑪市町の窓口端末や広域連合の標準システムで、情報照会結果をオンライン画面から確認する。

7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)



#### (備考)

- 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)
  - 10-①広域連合の標準システム端末で、本人確認情報検索の対象となる被保険者等を検索し、当該者の基本4情報等を確認する。
  - 10-②統合専用端末に、上記10-①で確認した基本4情報等を入力し、地方公共団体情報システム機構へ本人確認情報を要求する。
  - 10-③支払基金は上記10-②で照会要求のあった本人確認情報を地方公共団体情報システム機構に照会し、照会結果を統合専用端末へ送信する。
  - 10-④統合専用端末で、本人確認情報(個人番号を含む。)を確認する。
  - 10-⑤広域連合の標準システムから、当該者の本人確認情報を入力して、後期高齢者医療関連情報ファイルを更新するなど (具体的な運用に関しては、広域連合と構成市町との間で、あらかじめ取り決めておく必要がある。)。

※基本4情報等:基本4情報で個人番号を入手するケースに加え、個人番号で基本4情報を入手するケースを含む。

# Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要

# 1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		〈選択肢〉 「システム用ファイル」 ② (選択肢〉 (表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象とな	る本人の範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
ą	その必要性	被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。
④記録され	る項目	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>1)10項目未満</li><li>2)10項目以上50項目未満</li><li>3)50項目以上100項目未満</li><li>4)100項目以上</li></ul>
3	主な記録項目 ※	<ul> <li>・識別情報         <ul> <li>〇 ] 個人番号</li> <li>[ ] 個人番号対応符号</li> <li>[ 〇 ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報         <ul> <li>[ 〇 ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)</li> <li>[ 〇 ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ ○ ] その他住民票関係情報</li> <li>・業務関係情報</li> <li>[ ○ ] 四元が関係情報</li> <li>[ ○ ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ○ ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ○ ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ ○ ] 管書者福祉関係情報</li> <li>[ ○ ] 生活保護・社会福祉関係情報</li> <li>[ ○ ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ ○ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ○ ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ ○ ] その他 (</li> </ul> </li> </ul>
a	その妥当性	・個人番号:対象者を正確に特定するために記録するもので、番号利用法第9条及び別表第一第59号により利用可。 ・その他識別情報(内部番号): (宛名番号・世帯番号)住民基本台帳や資格に関する情報を管理するために記録するもの。 (被保険者番号)資格や保険料の賦課・徴収、給付に関する情報を管理するために記録するもの。 ・基本4情報、連絡先:被保険者について、通知及び照会を行うために記録するもの。 ・その他住民票関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・地方税関係情報:保険料賦課・徴収に関する事務を行うために記録するもの。 ・健康・医療関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・医療保険関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。 ・生活保護・社会福祉関係情報:適用除外に関する事務を行うために記録するもの。 ・生活保護・社会福祉関係情報:高額医療・高額介護合算療養費に関する事務を行うために記録するもの。
		別添2を参照。
⑤保有開始日		2015/10/5
⑥事務担当部署		管理課・給付課

3. 特定個人情報の入手・使用		
	[ ]本人又は本人の代理人	
	[ ]評価実施機関内の他部署 (	
	[ ]行政機関・独立行政法人等 ( )	
①入手元 ※	[O]地方公共団体·地方独立行政法人 (市町)	
	[ ]民間事業者 ( )	
	「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条 [〇]その他 (第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「) 共済組合」	
	[O]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ	
②入手方法	[ ]電子メール [ 〇 ] 専用線 [ ] 庁内連携システム	
<b>②八十万法</b>	[〇]情報提供ネットワークシステム	
	[O]その他 (住民基本台帳ネットワークシステム)	

1. 広域連合は市町から以下の特定個人情報を入手する。

•資格管理業務

・被保険者資格に関する届出 : 転入時等に市町窓口において、被保険者となる住民

より入手した届出情報

番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、

届出のある都度で入手。

・住民基本台帳情報: 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、

並びにすでに被保険者となっている住民

及び世帯構成員の住基情報(世帯単位)。

個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為

として一括で入手。

番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。 : 年齢到達により被保険者となる住民及び世帯構成員、

並びにすでに被保険者となっている住民

及び世帯構成員の住基情報(世帯単位)。

個人番号の付番・通知日(平成27年10月5日)以後に準備行為

として一括で入手。

番号利用開始日(平成28年1月1日)以後は、日次の頻度。

③入手の時期・頻度

•賦課•収納業務

•住登外登録情報

・所得・課税情報 : 後期高齢者医療の被保険者の保険料及び一部負担割合算定

に必要な情報。

頻度は月2回。 ・期割情報 : 市町が実施した期割保険料の情報。

頻度は随時。

・収納情報: 市町が収納及び還付充当した保険料の情報。

頻度は随時。

・滞納者情報 : 市町が管理している保険料滞納者の情報。

頻度は随時。

•給付業務

・療養費支給申請書: 市町等で受け付けた療養費支給申請書。

頻度は月次。

2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手

統合専用端末で中間サーバーを介して地方公共団体情報システム機構に即時照会

して入手する。 頻度は随時。

3. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報の入手

医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金を介して情報照会を依頼する。

頻度は随時。

#### 1. 入手する根拠

- 〇当広域連合が構成市町の窓口業務担当部署から情報を入手する根拠 【住民基本台帳情報】
- ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、地方自治法第292条

【住民基本台帳情報以外の情報】

- ・高齢者の医療の確保に関する法律第48条、第138条、地方自治法第292条
- 〇構成市町の窓口業務担当部署が市町内の他の部署から情報を入手する根拠

【住民基本台帳情報】

- •住民基本台帳法第1条
- 【住民基本台帳情報以外の情報】
- 番号利用法第9条第2項に基づく条例
- 〇地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠
- 住民基本台帳法第30条の9
- ○情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠
- ・番号利用法第19条第7号及び同法別表第二項番80、81

広域連合と市町は別の機関であるが、「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日府番第27号、総行住第14号、総税市第12号)の記の2により、窓口業務を構成市町に残しその他の審査・認定業務等を広域連合が処理する場合等については、同一部署内での内部利用となると整理されている。このため、当広域連合が構成市町の窓口業務担当部署から情報を入手することは、同一部署内での内部利用となる。なお、窓口業務担当部署から入手する情報は、法令に基づき窓口業務担当部署が市町内の他の部署から適切に入手した情報となっている。

#### 2. 入手の時期・頻度の妥当性

- •資格管理業務
  - ・被保険者資格に関する届出:転入時等に市町窓口において申請者に被保険者証を 即時交付する必要があるため届出のある都度。
  - ・住民基本台帳情報:住民異動が日々発生し、被保険者資格に反映する必要があるため 日次。
  - ・住登外登録情報:被保険者に関する住民異動が日々発生し、最新の住所等を被保険者 資格に反映する必要があるため日次。
- •賦課•収納業務
  - ・所得・課税情報:個人住民税の異動に関する賦課が月次で行われ、最新の所得等を保険料に反映させる必要があるため月2回。
  - ・期割情報:被保険者資格に関する異動が日々発生し、被保険者資格を喪失した者に ついて、未到来納期分の保険料を速やかに精算する必要があるため随時。
  - ・収納状況:保険料に関する納付等の収納事務が日々発生するため随時。
  - ・滞納者情報:保険料に関する納付等の収納事務が日々発生し、保険料の納付によって 滞納者でなくなったことを滞納者情報に反映する必要があるため随時。
- 給付業務
  - ・療養費支給申請書:療養費の申請は日々発生するが、療養費は月ごとにまとめて 支給決定するため月次。
- 3. 入手方法の妥当性
  - ・入手は専用線を用いて行うが、信頼性、安定性の高い通信環境が実現でき、さらに通信内容の暗号化と併せて通信内容の漏えいや盗聴に対するリスクが低く、頻繁に通信が必要な場合には通常の通信回線である公衆網を使うよりも低コストとなることが期待できる。
- 4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性
  - 当広域連合は番号利用法別表第二項番80.81の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。
  - ・特定個人情報の入手の時期や頻度は、医療保険者等以外の情報保有機関に対し、情報照会依頼を行う都度、随時入手する。
- 5. 地方公共団体情報システム機構から個人番号の入手に係る妥当性
  - ・当広域連合が構成市町の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本 台帳法第30条の9の規定に基づき、支払基金を介して、地方公共団体情報システム機構から 入手する。
  - ・統合専用端末で中間サーバーを介して即時照会し、随時入手する。

#### ④入手に係る妥当性

⑤本人への明示		ŧ	<ol> <li>高齢者の医療の確保に関する法律法第138条に情報提供に関する規定があり、番号利用法第14条に個人番号の提供に関する規定がある。</li> <li>被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、特定個人情報保護評価書においてあらかじめ以下の内容を示している。         <ul> <li>資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供し、国保中央会が個人番号を管理すること。</li> <li>情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関別符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。</li> <li>本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。</li> </ul> </li> </ol>
⑥使用目的 ※			・被保険者資格の管理(高齢者の医療の確保に関する法律第50条等)、一部負担割合の判定(高齢者の医療の確保に関する法律第67条等)や保険料の賦課(高齢者の医療の確保に関する法律第104条等)等の事務を行う上で、被保険者(被保険者資格の取得予定者を含む。)とその被保険者が属する世帯構成員の所得等の情報を管理する必要があるため。 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。
	変更の	の妥当性	_
0.4	用の主体	使用部署	管理課•給付課
⑦使用の		使用者数	<選択肢>

## 1. 資格管理業務 被保険者証の即時交付申請 市町の後期高齢者医療窓口において、住民から被保険者資格に関する届出を受け付け、 個人番号等の確認を行った後に市町の窓口端末に入力する。市町の窓口端末へ の入力後は、広域連合の標準システムにおいて即時に受付・審査・決定が行われるので、 市町の窓口端末から被保険者証等を発行し交付する。 住民基本台帳等の取得 市町の住基システムから抽出された被保険者や被保険者の世帯員及び年齢到達予定者 等の住民票の異動に関する情報を、市町の窓口端末のオンラインファイル連携機能を 用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管理す る。 被保険者資格の異動 広域連合の標準システム内に蓄積されている住民に関する情報から、年齢到達者等を抽出 し、被保険者資格に関する審査・決定を行う。また、広域連合の標準システムより被保険者情 報等を市町の窓口端末へ配信し、市町の窓口端末から同データを移出して、市町 システム内に移入することで、市町システムにおいても同情報を管理する。 2. 賦課・収納業務 保険料賦課 個人住民税に関するデータを、市町の地方税システムから移出し、市町の窓口 端末のオンラインファイル連携機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標 準システム内でも同情報を管理する。広域連合の標準システムで賦課計算を行い、保険料賦 課額を決定し、保険料情報データを市町の窓口端末に配信し、市町の窓口端末から 同データを移出して、市町システム内に移入し、市町では当該住民に賦課決定通知 ⑧使用方法 ※ 書等で通知する。 •保険料収納 市町システムでは、保険料に関する徴収方法と納期を決定し、特別徴収の場合は年金保 険者に徴収依頼を実施するとともに当該住民には特別徴収額通知書等で通知、普通徴収の場 合は当該住民に納付書を送付し、特別徴収や普通徴収に関する収納管理を行う。また、保険料 収納に関する情報等に関するデータを移出し、市町の窓口端末のオンラインファイル連携 機能を用いて広域連合の標準システムへ送信し、広域連合の標準システム内でも同情報を管 理する。 3. 給付業務 市町の後期高齢者医療窓口において、住民からの療養費支給申請書等を受け付け、広域連合へ 送付する。広域連合ではその申請内容を端末に入力する。 広域連合の標準システム内では、当該情報の他にレセプト情報等を管理しており、それらを用いて 療養費支給の認定処理を行い、療養費支給決定通知情報等を作成し、当該住民に対して療養費 支給決定通知書等を交付する。 4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参 照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバ 一を通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者枝番と紐付 けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確 認することに使用する。 ・被保険者からの申請等を受け付ける場面において、申請書に記載された情報と広域連合で管理する被保険 者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて個人と業務データの正確な紐付けを個人番号で行 ・同一広域連合内である市町から他の市町に転居した場合に、転居先の市町から入手した住民基本台帳等の 情報の突合 ※ 情報と広域連合で管理する被保険者資格等の情報を突合することにより、個人番号を用いて同一人の名寄せ を行う。 ・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他 |の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛 名番号、被保険者番号)で該当被保険者の申請情報と突合する。

情報の統計分析 ※

・個人に着目した分析・統計は行わず、資格取得、喪失等の集計や統計のみを行う。

権利利益に影響を与え得る決定 ※

被保険者資格決定、保険料賦課額決定、給付金決定

⑨使用開始日
平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※		[       委託する       ]       <選択肢>         (       1) 委託する       2) 委託しない         (       5) 件
委託	事項1	療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する審査及び入力等
①委託内容		高齢者の医療の確保に関する法律第155条に基づき、広域連合は国保連合会に対して、療養の給付に要する費用並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費及び訪問看護療養費の請求に関する申請書の内容審査及び該当項目の入力業務を委託する。 委託先には標準システムを設置せず、利用する際には広域連合事務局内に設置した端末を利用する。
	ひいを委託する特定個 ファイルの範囲	〈選択肢〉 「特定個人情報ファイルの全体」 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
	その妥当性	当該委託業務においては、被保険者等から提出される申請書等の審査等を行うに当たり、被保険者や世帯 構成員など特定個人情報ファイルに含まれるすべての者の情報を取り扱う必要があるため。
③委言	<b>モ先における取扱者数</b>	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>(選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>2)10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ ] 専用線       [ ] 電子メール       [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ       [ O ] 紙         [ O ] その他       ( 広域連合事務局内の端末を利用
⑤委訂	<b>光先名の確認方法</b>	委託先名は調達関係情報として当広域連合のWebサイトに公開する。
⑥委託先名		栃木県国民健康保険団体連合会
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合には、委託先から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託先に関する業務の履行能力、再委託予定金額等及びその他当広域連合の個人情報取扱事務委託基準等で委託先に求めるべきとされている情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図の提出を受け、委託先と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を承認する。
	⑨再委託事項	療養費支給申請書のデータ化

委託事項2		標準システム運用支援
①委託内容		標準システムの安全かつ適正な運用を図るために、業務運用支援業務(標準システム不具合対応やデータの調査、バックアップ等)・問い合わせ支援業務(個別案件への対応等)・標準システム管理業務(標準システム状況確認等)を委託する。 委託業者は広域連合事務局電算室内にある端末を利用して作業するほか、データセンター内にある管理端末も利用して作業を行う。
	吸いを委託する特定個 プァイルの範囲	<選択肢> [ 特定個人情報ファイルの全体 ] 1)特定個人情報ファイルの全体 2)特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者) ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
	その妥当性	当該委託業務においては、標準システム全体の運用支援を行うに当たり、被保険者や世帯構成員など特定 個人情報ファイルに含まれる全ての者の情報を取り扱う必要があるため。
③委託先における取扱者数		<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[O]専用線       [ ]電子メール [ ]電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ ] フラッシュメモ [ ]紙 [ O] その他 (広域連合事務局内の端末を利用 )
⑤委詞	<b>そ先名の確認方法</b>	委託先名は調達関係情報として当広域連合のWebサイトに公開する。
⑥委託先名		株式会社日立社会情報サービス
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託しない ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	
	⑨再委託事項	

委託事項3		中間サーバーにおける資格履歴管理事務
①委託内容		個人番号を利用した被保険者資格の履歴管理、被保険者枝番の採番管理、被保険者枝番と個人番号との紐 付管理
	吸いを委託する特定個 プァイルの範囲	<選択肢> (選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 ※	・被保険者(※): 75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員: 被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者 注)なお、世帯構成員に関しては、被保険者資格の履歴管理は行わない。
	その妥当性	<ul><li>・当広域連合における資格履歴を管理するため。</li><li>・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。</li></ul>
③委言	<b>モ先における取扱者数</b>	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>10人以上50人未満</li><li>10人以上50人未満</li><li>3)50人以上100人未満</li><li>4)100人以上500人未満</li><li>5)500人以上1,000人未満</li><li>6)1,000人以上</li></ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ <b>O</b> ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委詞	<b>そ先名の確認方法</b>	委託先名は調達関係情報として当広域連合のWebサイトに公開する。
<b>⑥委</b> 言	 <del></del>	栃木県国民健康保険団体連合会(栃木県国民健康保険団体連合会は、国民健康保険中央会に再委託する)
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の栃木県国民健康保険団体連合会から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、栃木県国民健康保険団体連合会と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・・ ・ 中本国内でのデータ保管を条件としていること・・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。 ・ 運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	中間サーバーにおける資格履歴管理事務のすべて

委託事項4		中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務
①委託内容		情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供、およびオンライン 資格確認システムで管理している情報との紐づけを行うために必要となる機関別符号の取得及び管理
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> (選択肢> 1)特定個人情報ファイルの全体 [ 特定個人情報ファイルの一部
	対象となる本人の数	<ul> <li>&lt;選択肢&gt;         <ul> <li>1) 1万人未満</li> <li>1) 1万人未満</li> <li>2) 1万人以上10万人未満</li> <li>3) 10万人以上100万人未満</li> <li>4) 100万人以上1,000万人未満</li> <li>5) 1,000万人以上</li> </ul> </li> </ul>
	対象となる本人の 範囲 ※	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者 注)なお、世帯構成員に関しては、情報提供は行わない。
	その妥当性	当広域連合と情報提供ネットワークシステムおよびオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に 一本化するため。 また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。
③委記		<ul> <li>&lt;選択肢&gt;</li> <li>10人以上50人未満</li> <li>3)50人以上100人未満</li> <li>4)100人以上500人未満</li> <li>5)500人以上1,000人未満</li> <li>6)1,000人以上</li> </ul>
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ] フラッシュメモ [ ] 紙 [ ] その他 ( )
⑤委詞	<b>モ先名の確認方法</b>	委託先名は調達関係情報として当広域連合のWebサイトに公開する。
<b>⑥委</b> 詞	<del></del>	社会保険診療報酬支払基金
	⑦再委託の有無 ※	<選択肢> [ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
	⑨再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務
委託	事項5	中間サーバーにおける本人確認事務

①委託内容		地方公共団体情報システム機構から住民基本台帳ネットワークシステムを使用した個人番号取得及び本人 確認情報の取得
②取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢>  「特定個人情報ファイルの全体 ] 1) 特定個人情報ファイルの全体  「特定個人情報ファイルの一部
対象となる本人の数		<選択肢> 1)1万人未満 2)1万人未満 [ 10万人以上100万人未満 ] 3)10万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
	対象となる本人の 範囲 <u>※</u>	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・世帯構成員:被保険者と同一の世帯に属する者のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
	その妥当性	当広域連合と地方公共団体情報システム機構との対応窓口を、支払基金に一本化するため。
③委言	<b>毛先における取扱者数</b>	<選択肢> 1)10人未満 2)10人以上50人未満 2)10人以上50人未満 3)50人以上100人未満 4)100人以上500人未満 5)500人以上1,000人未満 6)1,000人以上
④委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[ O ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ Jフラッシュメモ [ ]紙 [ ] その他 ( )
⑤委詞	<b>モ先名の確認方法</b>	委託先名は調達関係情報として当広域連合のWebサイトに公開する。
⑥委詞	<b>光</b> 先名	社会保険診療報酬支払基金
	⑦再委託の有無 ※	<ul><li>&lt;選択肢&gt;</li><li>[ 再委託する ] 1)再委託する 2)再委託しない</li></ul>
再委託	⑧再委託の許諾方法	委託先の支払基金から再委託先の商号又は名称、住所、再委託する理由、再委託する業務の範囲、再委託する業務及び取り扱う特定個人情報の範囲、再委託先に係る業務の履行能力、再委託先への立ち入り調査に係る要件、その他当広域連合が求める情報について記載した書面による再委託申請及び再委託に係る履行体制図(委託先による再委託先に対する監督体制を含む。)の提出を受け、支払基金と再委託先が秘密保持に関する契約を締結していること等、再委託先における安全管理措置を確認し、決裁等必要な手続を経た上で、再委託を許諾する(再委託先が更に再委託する場合も同様とする。)。
	⑨再委託事項	中間サーバーの運用・保守業務

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)		
提供・移転の有無	[ <b>O</b> ] 提供を行っている ( 21 ) 件 [ <b>O</b> ] 移転を行っている ( 1 ) 件 [ ] 行っていない	
提供先1	番号利用法第19条第7号 別表第二に定める各情報照会者(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
①法令上の根拠	番号利用法第19条第7号 別表第二の各項(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
②提供先における用途	番号利用法第19条第7号 別表第二に定める各事務(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
③提供する情報	番号利用法第19条第7号 別表第二に定める各特定個人情報(別紙1「特定個人情報の提供先一覧」を参照)	
④提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
⑤提供する情報の対象となる 本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者(年齢到達予定者を含む。)又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)のうち、個人番号を有する者 ・過去に被保険者であった者及びその者と同一の世帯に属していた者のうち、個人番号を有する者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	
	[O]情報提供ネットワークシステム [ ]専用線	
   ⑥提供方法	[ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)	
©1Æ № 7Л /Д	[ ] フラッシュメモリ [ ]紙	
	[ ]その他 ( )	
⑦時期·頻度	情報提供ネットワークシステムを通じて他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた都度	

移転先1	構成市町
①法令上の根拠	「一部事務組合又は広域連合と構成地方公共団体との間の特定個人情報の授受について(通知)」(平成27年2月13日付け 府番第27号・総行住第14号・総税市第12号 内閣府大臣官房番号制度担当参事官・総務省自治行政局住民制度課長・自治税務局市町村税課長通知)の「2 構成地方公共団体の事務の一部を共同処理する場合について」において、広域連合と市区町村のやり取りは内部利用に該当するとされているが便宜上「移転」の欄に記載している。
②移転先における用途	・市町において、後期高齢者医療制度に関する保険料に関して、徴収方法を決定し、特別徴収の場合は年金保険者に徴収を依頼し、普通徴収の場合は納期限を定め普通徴収を実施する。また、住民へは保険料決定通知書や納付書等により賦課・徴収に関する通知を行う。
③移転する情報	・資格管理業務 ・被保険者情報 : 後期高齢者医療の被保険者情報等 ・被保険者証発行用情報 : 被保険者証、短期被保険者証、資格証明書発行用の情報等 (被保険者証に関する情報) ・住所地特例者情報 : 住所地特例者の情報等 ・賦課業務 ・保険料情報 : 保険料算定結果の情報及び賦課計算の基となる情報等 ・給付業務 ・療養費支給決定通知情報 : 療養費支給決定通知の出力に必要な情報と宛名情報等
④移転する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
⑤移転する情報の対象となる 本人の範囲	・被保険者(※):75歳以上の者、又は65歳以上75歳未満で一定の障害がある者(本人申請に基づき認定した者)・過去に被保険者であった者 ※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム       [ O ] 専用線         [ ] 電子メール       [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)         [ O ] 紙       )
⑦時期·頻度	<ul> <li>・資格管理業務         ・被保険者情報         ・被保険者証発行用情報         ・被保険者証に関する情報)         ・住所地特例者情報         ・ 番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</li> <li>・賦課業務         ・保険料情報         :番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、日次の頻度。</li> <li>・・総付業務         ・療養費支給決定通知情報         :番号利用開始日(平成28年1月1日)以後に、月次の頻度。</li> </ul>

#### 6. 特定個人情報の保管・消去 <標準システムにおける措置> 後期高齢者医療関連情報ファイルは磁気ディスクで原本管理しており、以下に示すサーバー内にデータ保管し ている。 ・広域連合の標準システムのサーバーはデータセンターに設置しており、センターへの入館及びサーバー室へ の入退出は厳重に管理されている。データセンターのサーバー室への入退室は、管理会社に申請し、カード キーとパスワードが必要になる。 ・また、サーバーの操作は、データセンターのサーバー室にあるサーバー管理専用の端末と、広域連合事務局 内の電算室に設置している端末でしか実施できない。 ・広域連合の電算室は、施錠管理及び入室管理を行っている。 ・サーバー室と電算室への入退出とサーバー管理端末の操作に関する権限付与は、当広域連合の情報セキュ |リティ対策基準に則して、統括情報セキュリティ責任者(事務局次長)及び情報システム管理者(所管担当課長) が職員等に対して実施する。 ・(不正アクセス行為の禁止等に関する法律にいう)アクセス制御機能としては、ユーザIDによるユーザの識別、 パスワードによる認証、指静脈による認証、認証したユーザに対する認可の各機能によって、そのユーザが ①保管場所 ※ サーバー及びシステムで操作できる事項を制限し、認証(ログイン)、認可(処理権限の付与)、監査(ログ運用) を行っている。 〈申請書等の保管〉 執務室内のキャビネット又は鍵のかかる倉庫に保管している。 <中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策は クラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・日本国内でのデータ保管を条件としていること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件 を満たしていること。 <選択肢> 1) 1年未満4) 3年 2) 1年 3) 2年 5) 4年 6) 5年 期間 20年以上 ] 7) 6年以上10年未満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない <標準システムにおける保管期間> 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険 料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。 ②保管期間 <中間サーバーにおける保管期間> ・中間サーバー内の委託区画ファイル及び副本区画ファイルに保存される情報については、被保険者が当広 その妥当性 域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性の ある年(最長5年間)まで保管する。 情報提供等記録項目については、7年間保管する。 ・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1 年を超えることはない。 <標準システムにおける措置> 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。 ③消去方法 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 保管期間経過後は、中間サーバーから適切に廃棄等を行う。 ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合には、シュレッダーで粉砕する。 7. 備考

#### 36

なし

#### (別添2) 特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル <情報連携関連項目> <賦課・収納関連情報> く資格関連情報> 個人番号管理情報 加入者情報管理(判定対象情報) 住民基本台帳情報 賦課世帯管理 加入者情報管理(個人情報) 所得情報 外国人登録情報 •宛名番号 住登外登録情報 資格異動ログ •被保険者番号 減額対象所得判定情報管理 混合世帯情報 •個人番号 所得情報照会結果管理 障害認定申請情報 •被保険者枝番 所得情報照会結果管理明細 負担区分判定対象情報 個人異動情報 <給付関連情報> 適用除外者情報 宛名番号 給付記録管理 被保険者 葬祭費(その他支給) 被保険者世代管理 高額療養費支給管理 被保険者履歴 特別療養費支給 老人保健情報 給付制限個人管理 負担区分根拠情報 高額療養費清算管理 基準収入額申請世帯情報 エラーレセプト 負担区分一時記憶WK 再審査レセプト 個人情報変更履歴情報 負担区分判定登録抑止対象情報 当月レセプト 療養費支給 扶養控除候補者情報 被保険者月別資格日数 マイナンバー設定候補者WK 高額介護合算療養費等支給申請書情報 国保住所地特例者情報 外来年間合算支給申請書情報 住民基本台帳情報(清音化) 高額療養費計算WK 外国人登録情報(清音化) 住登外登録情報(清音化) く共通情報> 個人番号管理情報(個人情報) 稼働ログ管理 選択履歴 メモ管理

被保険者枝番

<情報連携関連情報> 副 加入者情報管理(個人情報) 副 加入者情報管理(システム基本情報) 副

情報照会状況管理 加入者情報管理(個人情報) 加入者情報管理(判定対象情報)

<共通情報> 稼働ログ管理

情報照会要求管理

副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報)

副本管理(高額介護合算療養費情報)

副本管理(葬祭費)

副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報

副本管理(メッセージ情報)

#### 被保険者番号

<資格関連情報> 障害認定申請情報 個人異動情報 適用除外者情報 被保険者

被保険者世代管理 被保険者履歴 証発行管理 送付先情報

負担区分世帯番号情報 負担区分根拠情報

一部負担金減免申請情報 標準負担額減額認定情報 標準負担額減額入院情報 特定疾病認定申請情報 負担区分一時記憶WK 過去被保険者番号情報 加入保険者情報

被扶養者障害特定疾病証明書情報 徵収猶予内訳削除 個人情報変更履歴情報

短期証資格証候補者情報

追加情報該当者 参照用負担区分情報 扶養控除候補者情報 限度額適用申請情報 被保険者(清音化)

被保険者履歴(清音化) 基準収入額申請世帯情報

個人番号管理情報(被保険者情報) 個別事情管理(加入者基本情報) 個別事情管理(加入者制御情報)

く共通情報> 稼働ログ管理 メモ管理

<賦課・収納関連情報>

賦課情報 賦課世帯管理 市町村別賦課情報

所得情報 保険料減免管理情報

賦課対象情報 資格異動ログ

実態調査用被保険者番号管理

期割収納情報 収納履歴 滞納情報 徴収猶予 徴収猶予内訳 期割収納削除情報 収納削除履歴 滞納削除情報 徴収猶予削除

減額対象所得判定情報管理

<情報連携管理情報> 加入者情報管理(資格情報) 加入者情報管理(判定対象情報)

情報照会要求管理 副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報)

副本管理(高額介護合算療養費情報)

副本管理(葬祭費)

副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 外来年間合算自己負担額情報

加入者情報管理(加入者制御情報) 加入者情報管理(加入者資格情報) 加入者情報管理(被保険者証等情報)

加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報) 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)

<給付関連情報> 給付記録管理 高額療養費支給 葬祭費(その他支給) 高額療養費支給管理 特別療養費支給

口座

給付制限個人管理 給付制限レセプト管理 高額療養費清算管理

エラーレセプト 支給管理 高額該当管理 再審査レセプト 当月レセプト 療養費支給

被保険者月別資格日数 レセプト負担区分管理

高額介護合算療養費等支給申請書情

自己負担額証明情報

高額療養費特別支給金支給管理 特定医療費等連絡対象者管理

突合レセプト増減情報 突合査定結果情報

後発医薬品差額通知送付情報

給付制限追加情報

一定点数超過管理セットアップ

一定点数超過管理 第三者行為求償連携管理

外来年間合算支給申請書情報 外来年間合算計算結果情報 外来年間合算計算結果内訳情報 高額介護合算計算結果情報 高額介護合算計算結果内訳情報

高額療養費計算WK 高額該当負担区分WK 他県公費累積WK

<情報提供等記録項目>

処理番号

処理番号の枝番

事務名称

事務手続名称

情報照会者部署名称 情報提供者部署名称

提供の求めの日時

提供の日時

特定個人情報名称

不開示コード

過誤事由コード

被保険者枝番

<本人確認項目>

その他条件 履歴情報

その他条件 消除者

その他条件 異動事由

主たる照会条件

事務区分(住基法) 事務区分(番号法)

住所

住所(大字以降)

住民区分

個人番号

利用事由

変更状況

市町村コード

市町村名

性別

情報表示

氏名

氏名かな

券面記載の氏名

券面記載の氏名かな

券面記載氏名が通称名の場合の本名等

券面記載氏名が通称名の場合の本名かな

照会対象期間終了 年月日

照会対象期間開始 年月日 照会対象期間(照会基準日)

生存状況

生年月日

異動事由

<共通情報> 稼働ログ管理

選択履歴

メモ管理

※中間サーバーに保存される「委 託区画ファイル」、「副本区画ファイ ル」は、基幹システムで扱う特定個 人情報ファイル(後期高齢者医療 関連情報ファイル)の副本であるこ とから、一体のものとして評価を

行っている。

## 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク19を除く。)

### 1. 特定個人情報ファイル名

後期高齢者医療関連情報ファイル

#### 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)

リスク1: 目的外の入手が行われるリスク

#### 【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】

入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われるこ とが前提となる。

なお、市町からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する 際には、項目間の関連性や整合性のチェック(※1)を行っており、確認リスト(※2)が出力されたら、事務取扱 担当者(※3)が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町に確認内容を書面で通知し、入手 情報の再作成の依頼を行う。

※1:ここでいう関連性・整合性チェックとは、すでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と 異なる個人番号を紐付けようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、確認リストを出力するなどの 機能のことを指す。

※2:確認リストとはすでに個人番号が紐付いている(宛名番号が同じ)人に、以前と異なる個人番号を紐付け

#### 対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容

ようとした場合、あるいは個人番号が空白の場合に、その旨がわかるようなリスト(一覧表)を指す。

|※3:事務取扱担当者とは、特定個人情報等を取り扱う職員等のことで、実際に広域連合の標準システムを操 作し運用する職員等を指す。

(注)市町の窓口端末からのデータ送信については、内部利用と整理されているが、便宜上「入手」の欄に記 載している。

【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>

- ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については速やかに削除す
- ・当広域連合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が 行われることはない。

<中間サーバーにおける措置>

・当広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。

### 【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】

入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われるこ とが前提となる。

なお、市町の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目として表示されるので、必要以上の 情報が市町から入力されることのリスクを軽減している。

## 必要な情報以外を入手するこ とを防止するための措置の内

また、市町からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する 際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が 確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成 の依頼を行う。

【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置>

統合専用端末における支払基金との通信は、厚生労働省が定めたインタフェース仕様に沿って行われるこ とにより、必要以外の機構保存本人確認情報の入手を防止している。

#### その他の措置の内容

なし

#### リスクへの対策は十分か

十分である

## <選択肢>

1) 特に力を入れている3) 課題が残されている

## 2) 十分である

リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町が適切な方法で入手している。 【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置> ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。
リスクへの対策は十分か	【
リスク3: 入手した特定個人性	
入手の際の本人確認の措置 の内容	入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において本人確認措置が行われて いる。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。 また、市町からのデータ送信によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、項目間の関連性や整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	入手元は、市町の窓口端末に限定されており、送信されるデータは市町において厳格な審査が行われることが前提となる。 なお、被保険者に関する住民票の異動に関する情報については、市町が市町の窓口端末の画面入力にてデータベースに登録した情報と、市町の住基システムから入手した情報を突合し整合性チェックを行う。不整合がある場合には、確認リストを出力し、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の市町に確認内容を書面で通知し、入手情報の再作成の依頼を行う。 また、広域連合の標準システムにおいて対象者の検索結果を表示する画面には、個人識別情報と個人番号を同一画面上に表示することによって、個人識別事項の確認を促し個人番号のみによる対象者の特定を行うことを抑止することで、不正確な特定個人情報で事務を行うことのリスクを軽減している。
その他の措置の内容	なし
リスクへの対策は十分か	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	【市町(本人)から個人番号を入手する場合の措置】 ・広域連合の標準システムは市町の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。 ・広域連合の標準システムと市町の窓口端末とのみ値には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町の窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム稼働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。 ・ウィルス対策ソフトウェアは毎日アップデートを行うこととしており、接続拠点の追加、削除等を含め、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。 ・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアプリケーションはインストールしない。 ・当広域連合における個人情報保護条例第40条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。  【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 <中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
	供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
なし	

3. 特定個人情報の使用			
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク			
宛名システム等における措置 の内容	当広域連合では市町の宛名システムに相当するシステムは存在しない。		
事務で使用するその他のシ ステムにおける措置の内容	当広域連合では広域連合の標準システム以外のシステムは存在しない。		
その他の措置の内容	広域連合の標準システムは独立したシステムとなっており、市町の窓口端末以外のネットワークシステムからアクセスできないようにすることで、目的を超えた紐付けや、必要のない情報と紐付けされるリスクを軽減している。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク2: 権限のない者(元職	員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
具体的な管理方法	〈標準システムにおける措置〉・広域連合の標準システムを利用する必要がある事務取扱担当者を特定し、個人ごとに指静脈認証とユーザIDを割り当てるとともに、パスワードによるユーザ認証を実施する。・なりすましによる不正を防止する観点から、共用IDの発効は禁止している。・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能により、不適切な操作等がされることのリスクを軽減している。・ログインしたまま端末を放置せず、離席時にはログアウトすることやログインID、パスワードの使いまわしをしないことを徹底している。 〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉・中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。・共用のユーザIDの使用を禁止する。・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。・退職や異動でシステム利用者でなくなった者のユーザIDは利用できないよう登録を抹消する。 〈中間サーバーにおける措置〉・統合専用端末を利用したシステム操作や特定個人情報等へのアクセスを行う前にログイン操作を行い、統合専用端末の操作者を認証するよう中間サーバーで制御している。		

	[ 行っている	]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	(1)ID/パログラック (1)ID/ID/パログラック (1)ID/ID/パログラック (1)ID/ID/パログラック (1)ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/ID/I	セキュリー マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マー・マ	等に基づき、以下の管理を行在限があるため、関係では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中では、中	する。 務取扱担当者が担当事務ごとに更新に必要なアクセス権限(※1)のみを申請。 忍(アクセス権限の付与)を行う。 いる。 ステム管理者は、権限を有していた事は迅速にアクセス権限を更新し、当該ID 機能を組み合わせて、操作(アクセス)権 を所管する担当課長を「情報システム管の設定変更等を行う権限を有するととも か設定変更等を行う権限を決定し、標準シスに管理する。 には、担当となる日から有効なアクセスには、担当となる日から有効なアクセス権限が失効するよう。 で現在のアクセス権限が失効するよう。 管理を行う。 が同かなIDの付与権限を与えることによる。 管理を行う。 が関いなコーザIDを付与することが可能 との中間サーバー側で制御している。

アクセス権限の管理	[ 行っている	]	<選択肢> 1) 行っている	2) 行っていない
具体的な管理方法	の管理をよった。	報セキュリティ対。 里者権限には、でいいは、についには、でいいには、でのではないでででは、でででは、でででは、ででででは、では、では、では、では、では、では、で	基準等に基づき、情報シスポストラーは、毎月に証跡(ログ)と使用語では、毎月に証跡(ログ)と使用語では、東連のででででででは、一のででででででででででででででででででででででででででででで	の標準システムより画面出力し、ユーザ管制用の確認を行う。 等、時刻、操作内容(照会内容)の記録を定対策の重要性及び意識向上を行うとともを行うことの啓発に努めている。 いる。 以外は行えないものとする。 更を行う都度、管理者の確認を得て管理簿なアクセス権限の付与など管理簿の点検・
特定個人情報の使用の記録	[ 記録を列	見している ]	<選択肢> 1)記録を残している	2) 記録を残していない
具体的な方法	録している。 ・情報システム管理の内容と関連する ・当該記録につい く取りまとめ機関・中間サーバーのに操作ログをに関	システムへのログイ 里者は定期的に、記書面の記録を照合 ては、一定期間保存 が定める当広域連行 使用について、情報 連する書面の記録	はない内容を確認し、又はセ して確認し、不正な運用が行 すすることとしている。 合の運用における措置> なシステム管理者は、定期的 を照合して確認し、不正な運	ンを実施した職員等・時刻・操作内容を記 キュリティ上の問題が発生した際に、記録 テわれていないかを <mark>点検監査</mark> する。 別に又はセキュリティ上の問題が発生した際 運用が行われていないかを <mark>点検監査</mark> する。 が)を中間サーバーで記録している。
その他の措置の内容	なし			
リスクへの対策は十分か	[ 十分	である ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	

リスク	リスク3: 従業者が事務外で使用するリスク		
リスク	に対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証において、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。 ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もできない。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。 ・情報システム管理者は定期的に、又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・当広域連合における個人情報保護条例第40条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。 ・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。 〈中間サーバーにおける措置〉 ・統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時等において、当広域連合の職員に許可された事務手続のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。  ◆第4日度 ◆ ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ● ●	
リスク	への対策は十分か	[ +分である	

## リスク4: 特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク <標準システムにおける措置> ・GUIによるデータ抽出機能(※1)は広域連合の標準システムに搭載しないことにより、個人番号利用事務以 外でデータが抽出等されることはない。 ・また、個人番号利用事務の操作権限が付与されていない職員等がログインした場合には、個人番号を電 子記録媒体等へ書込むこと等もできない。 ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受については、操作権限によるアクセス制御以外に、 操作を行う広域連合の標準システムを限定して運用することとし、それ以外の広域連合の標準システムにお いては、特定個人情報ファイルについて端末への保存や電子記録媒体及びフラッシュメモリへの書き込みを 行わない運用を行う。 ・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記 録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不 正な運用が行われていないかを点検する。 ・バックアップファイルは、暗号化して保管庫に施錠保管する。 電子記録媒体は媒体管理簿に記載し、保管庫に施錠保管する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うととも に、情報システム運用教育を実施し情報システムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・当広域連合における個人情報保護条例第40条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・ 紛失を規制している。 ※1:ここでいうGUIによるデータ抽出機能とは、後期高齢者医療関係情報ファイルのデータベースからデータ を抽出するに当たっての抽出条件等を、端末の画面上から簡単なマウス操作等で指定でき、CSV等のデ・ リスクに対する措置の内容 タ形式で端末上のハードディスク等にファイルを出力する機能のことを指す。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を講じる。 ・中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。 ・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム 管理者の承認を得る。 ・被保険者の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。 <中間サーバーにおける措置> ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末<mark>連携やサーバー間連携</mark>を利用して<mark>当広域連合の職</mark> <mark>が情報提供等記録を</mark>ファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等 を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限してい る。 委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して当点 <mark>或連合の職員が</mark>ファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス 可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ※2: <del>統合専用端末に</del>ファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステム及び情報 提供ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。 <選択肢> 十分である ] く選択版ノ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている Γ リスクへの対策は十分か 2) 十分である 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

なし

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ] 委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 当広域連合の個人情報取扱事務委託基準及び情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先において個人 情報が適正に管理されているかどうかを以下の観点で確認する。 ・個人情報の管理的な保護措置(個人情報取扱規定、体制の整備等) ・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等) 情報保護管理体制の確認 ・個人情報の技術的保護措置(アクセス制御、アクセス監視やアクセス記録等) 委託内容に応じた情報セキュリティ対策が確保されること •情報セキュリティマネジメントシステムの国際規格の認証取得情報 <選択肢> 特定個人情報ファイルの閲覧 Γ 制限している 1 1)制限している 2) 制限していない 者・更新者の制限 <当広域連合で行う業務における措置> ・当広域連合の個人情報取扱事務委託基準及び情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書には「委 託先の責任者、委託内容、作業者、作業場所の特定」を明記することとしている。 ・また、アクセス権限を付与する従業員数を必要最小限に制限し、付与するアクセス権限も必要最小限とす ることを委託事業者に遵守させることとしている。 ・さらに、委託事務の定期報告及び緊急時報告義務を委託契約書に明記し、アクセス権限の管理は広域連 合で行う。 具体的な制限方法 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 ・運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者 の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 を定め、定期的に更新を実施する ・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取扱 記録を残している Γ 1 1) 記録を残している 2) 記録を残していない いの記録 <当広域連合で行う業務における措置> ・委託先の従業員等が広域連合の標準システムヘログインした際に、ログインを実施した従業員等・時刻・操 作内容が広域連合の標準システムに記録されるので、情報システム管理者が広域連合の標準システムの 記録を調査することで操作者個人を特定する。 具体的な方法 ・記録の保存期間については、当広域連合の文書管理規程第29条及び第30条に従い、一定期間保存する。 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> 操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。 く選択肢> 特定個人情報の提供ルール 定めている 1 1) 定めている 2) 定めていない <当広域連合で行う業務における措置> ・当広域連合の個人情報取扱事務委託基準及び情報セキュリティ対策基準に基づき、委託先は、特定個人 情報の目的外利用及び第三者に提供してはならないこと、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する 行為をすることはできないことなどについて委託契約書に明記することとしている。 ・また、当広域連合における個人情報保護条例第11条及び第12条により、委託先においても個人情報の漏 委託先から他者への えい、滅失又は毀損の防止等に関する安全確保の措置を義務付けしている。 提供に関するルールの ・さらに、当広域連合は委託契約の<mark>調査事項監査、調査等事項</mark>に基づき、必要があるときは調査を行い、又 内容及びルール遵守 は報告を求める。 の確認方法 <取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・契約書において当広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先か ら他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。

	委託元と委託先間の 提供に関するルールの 内容及びルール遵守 の確認方法	く当広域連合で行う業務における措置> ・当広域連合の個人情報取扱事務委託基準及び情報セキュリティ対策基準に基づき、委託契約書において、委託業務の定期報告及び緊急時報告を義務付けし、特定個人情報の取扱いに関して定期的に書面にて報告を受けることとしている。 ・個人番号の記載された申請書等は、広域連合事務局内から持ち出さないようにしている。委託先において利用する場合は、適切な保護措置を講ずるよう求めている。 ・特定個人情報等の貸与に関しては、外部提供する場合に必要に応じてパスワードの設定を行うこと、及び管理者の許可を得ることを遵守するとともに、委託終了時の返還・廃棄について委託契約書に明記することとしている。 ・さらに、当広域連合は委託契約の調査事項監査、調査等事項に基づき、必要があるときは調査を行い、又は報告を求める。
特定	個人情報の消去ルール	・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。  【
	ルールの内容及びルール遵守の確認方法	1) 定めている 2) 定めていない   2   2   2   2   2   2   2   2   2
	契約書中の特定個人情 マイルの取扱いに関する	<選択肢> [ 定めている ] 1)定めている 2)定めていない
	規定の内容	・秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取り扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け 等を定めるとともに委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。

	任先による特定個人情 イルの適切な取扱いの	<選択肢> 「 十分に行っている ] 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 「 十分に行っている ] 3)十分に行っていない 4)再委託していない
	具体的な方法	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義務付け。 ・添託契約終了後の特定個人情報の返却又は消去。 ・特定個人情報を取扱う従業者の限定と明確化。 ・従業者に対する監督・教育。 ・委託先への監査、立入調査。 ・データや書類の配送、授受、保管・管理方法。 ・契約内容の遵守状況について報告の義務付け 等。 また再委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。 ・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が 実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること ・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本 方針」等による各種条件を満たしていること。 ・運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。
その他	の措置の内容	なし
リスク	への対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個	国人情報ファイルの取扱	いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
なし		

5. 特定個人情報の提供・移	伝 (委託や情報提供ネットワー	プンステムを通じた提供を	<b>ボベ。)                                   </b>	多転しない
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク				
特定個人情報の提供・移転 の記録	[ 記録を残している	<選択肢>   1)記録を残して	こいる 2) 記録を残して	いない
具体的な方法	ムへのログインを実施した職 に記録されるため、情報シスー 特定する。	員等・時刻・操作内容及びデ テム管理者が広域連合の標	タ配信の実施においては、広域 一タ配信されたデータが広域連行 準システムの記録を調査すること 提第29条及び第30条に従い、一	合の標準システム ≤で操作者個人を
	(注)市町の窓口端末へのデー している。		用と整理されているが、便宜上「1	多転」の欄に記載
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている	<選択肢>   1)定めている	2) 定めていない	
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法	は広域連合と構成地方公共E て、同一部署内での内部利用 ・また、当広域連合の個人情 することを定めており、市町の	団体との間の特定個人情報の 目の取扱いとするとされている 報保護条例第7条の2及び第 )窓口端末以外への特定個ノ 連合の標準システムから市「	タ配信については、「府番第27号 の授受について(通知) 平成27年 う。 7条の4では、目的外利用を禁止 人情報のデータ配信は行っていた 町へのデータ配信に関する記録?	2月13日」におい し情報提供を制限 い。
その他の措置の内容	なし			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	<選択肢>   1)特に力を入れ   3)課題が残され		
リスク2: 不適切な方法で提	供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	信処理が可能な職員等につい 当者に限定している。 ・広域連合の標準システムへ 広域連合の標準システムに記 することで、操作者個人を特別 ・広域連合の標準システムの 窓口端末との専用ネットワーク ム稼働環境を確保している。	いては、広域連合の標準シスのログインを実施した職員等記録されるため、情報システラでする。 サーバー及び端末が接続すりは、ウィルス対策ソフトウェ 診者の医療の確保に関する。	の場末以外には行えない仕組織をよったのログインIDによる認可にまた時刻・操作内容及びデータ配信な管理者が広域連合の標準シスプローカルエリアネットワーク及びア、ファイアウォール等によって代表律第107条及び第108条(法令」一タの使途は明確である。	こより事務取扱担言されたデータがテムの記録を調査 び市町に設置するセキュアなシステ
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	<選択肢>   1)特に力を入れ 3)課題が残され	れている 2)十分である れている	
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った相	手に提供・移転してしまうり	スク	
リスクに対する措置の内容	・配信データと配信先について行指示)内容の確認を行う。 ・広域連合の標準システムの窓口端末との専用ネットワークム稼働環境を確保している。	ては、必ず二人以上の担当者 サーバー及び端末が接続す クは、ウィルス対策ソフトウェ	際口端末以外には行えない仕組ま 計によって、広域連合の標準シス るローカルエリアネットワーク及で ア、ファイアウォール等によっても	テムへの入力(実 び市町に設置する セキュアなシステ
リスクへの対策は十分か	[ 十分である	く選択肢> 1)特に力を入れ 3)課題が残され	れている 2)十分である れている	
特定個人情報の提供・移転( 措置	委託や情報提供ネットワークシ		におけるその他のリスク及びその	のリスクに対する
なし				

6. 情報提供ネットワークシ	ノステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
リスクに対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。なお、情報照会の要求を行う際、広域連合の標準システム又は市町の窓口端末の入力画面では、必要な情報のみが入力項目及び選択肢として表示されるので、必要以上の情報が端末から入力されて目的外の情報照会がされることのリスクを軽減している。 「報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 〈中間サーバーにおける措置〉 ①統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムがら情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号利用法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※)番号利用法別表第二に基づき、事務手続ごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> [ 十分である ] 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 安全が保たれない	方法によって入手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	<標準システムにおける措置>中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報照会を行うことはできないしくみとなっている。情報照会に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 〈中間サーバーにおける措置>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、安全性を確保している。②中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	【
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク
リスクに対する措置の内容	< 標準システムにおける措置 > 情報照会によって入手した情報を広域連合の標準システムのデータベースに更新する際には、照会要求との関連性や項目間の整合性のチェックを行っており、確認リストが出力されたら、事務取扱担当者が確認リストの内容をよく確認し、必要に応じて入手元の情報保有機関に確認し、必要に応じて再度、情報照会を行うなどの措置を行う。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 < 中間サーバーにおける措置 > 中間サーバーにおける措置 > 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい・紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉 ・広域連合の標準システムは市町の窓口端末とのみ接続され、接続には専用線を用いる。・広域連合の標準システムと市町の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、接機には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。では壊壊の機構システムのサーバー及び端末が接続するローカルエリアネットワーク及び市町の窓口端末との専用ネットワークは、ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等によってセキュアなシステム移働環境を確保することにより、不適切な方法によってデータが漏えい・紛失することのリスクを軽減している。・ウィルス対策ソフトウェア、ファイアウォール等の設定変更が必要となった際は迅速に実施する。・広域連合の標準システムには、事務に関係のないアブリケーションはインストールしない。・当広域連合に続ける個人情報保護条例第40条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・当広域連合に続ける個人情報保護条例第40条に、情報漏えいに関する罰則を設けており、情報の漏えい・紛失を規制している。 〈中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。 ②中間サーバーは、特部提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・約のリスクに対応している。は情報照会統対応及び情報照会統関を結果の定している。としている。 ③情報照会が完了又は中断した情報照会結果のごとにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを経滅している。 ④すは無なの職人情報が完了又は中断した情報開会な協及び情報開会な記録を若り下ので記録しているため、不適切ながこうイン連携を押止すると担保している。 「の中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。 《英報医、盗聴防止の対応をしている。 ※中間サーバーと、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報の暗号化を行っており、照像者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、信報を持定している。  「は現まなどは、対しないでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないでは、対しないのでは、対しないでは、対しないのでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないのでは、対しないのでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないないでは、対しないでは、対しないでは、対しないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないでは、対しないないないないでは、対しないないないないないないでは、対しないないないないないないないないないないないないないないでは、対しないないないないないないないないないないないな
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] く選が取り 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク5: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを 実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。 記録の保存期間については、当広域連合の文書取扱規程第29条及び第30条に従い、一定期間保存する。 また、当広域連合の個人情報保護条例第7条の2及び第7条の4では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。 また、当広域連合の標準システムから統合端末中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検監査する。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 〈中間サーバーにおける措置〉 ①情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供ネットワークシステムに指報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムが高くに対している。 ②情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 《支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作履歴と保作のグとからで記録しているため、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。		
リスクへの対策は十分か	【 十分である 】 〈選択版> 1)特に力を入れている   2)十分である 3)課題が残されている		

リスク6: 不適切な方法で提	供されるリスク
リスクに対する措置の内容	⟨標準システムにおける措置> 広域連合の標準システムにおいて副本データを作成する際には、広域連合の標準システムへのログインを実施した職員等・時刻・操作内容及びデータ配信されたデータが広域連合の標準システムに記録されるため、情報システム管理者が広域連合の標準システムの記録を調査することで操作者個人を特定する。記録の保存期間については、当広域連合の文書取扱規程第29条および第30条に従い、一定期間保存する。また、当広域連合の個人情報保護条例第7条の2及び第7条の4では、目的外利用を禁止し情報提供を制限することを定めている。情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを点検監査する。おい、中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。〈中間サーバーにおける措置〉 ①情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。〈中間サーバーにおける措置〉 ①情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。〈中間サーバーにおける措置〉 ①情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 ②支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専用端末の操作権を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の性に、統合専用端末の操作を不適切なオンライン連携を押止する仕組みになっている。 ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合はIPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク7: 誤った情報を提供し	てしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク
リスクに対する措置の内容	〈標準システムにおける措置〉 中間サーバーを介すことなく、情報提供ネットワークシステムに接続して情報提供を行うことはできないしくみとなっている。 副本登録に用いるインタフェースについては、中間サーバーによって厳格にそのファイル仕様が規程されており、標準システムにおいてもその仕様を準拠してインタフェースファイルを作成することとしているため、指定された規格に即した情報のみを取り扱うことになる。 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。 〈中間サーバーにおける措置〉 ①情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②データの形式チェックと、統合専用端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③統合専用端末において、情報提供データベースの副本データを標準システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能は、該当する医療保険者等のみが利用できるよう制限している。
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

#### 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- ・統合専用端末と標準システムとの間の情報授受に係る業務を行う職員等を必要最小限に限定し、そのユーザIDとアクセス権限が付与さ れた者以外が情報授受に係る業務ができないようシステム的に制御する。
- ・情報授受で電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限するため事前に情報システム管理者の承認を得 る。
- ・情報授受に用いる電子記録媒体やフラッシュメモリが使用ができる標準システムの端末を限定し、それ以外の端末では使用しない運用 をする。
- ・フラッシュメモリを使用する場合はパスワード認証機能付きの媒体とし、パスワード設定していないファイルは標準システム及び統合専用 端末から持ち出すことができないようシステム的に制御する。
- ・標準システムの端末及び統合専用端末の操作ログを記録し、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際 に、電子記録媒体やフラッシュメモリへの不必要な複製をチェックする。
- ・統合専用端末は中間サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- ・統合専用端末の使用後、ハードディスク等内の特定個人情報データはすべて削除する。
- ・リライトできる電子記録媒体又はフラッシュメモリではデータを保存せず、使用した都度、データをすべて削除する。

#### <中間サーバーと標準システムとの間の情報授受に係るリスク対策>

- ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台とする。
- ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は、標準システムのローカルネットワークと中間サーバー以外とは接続せず、 他の業務に兼用できないよう他のネットワークやシステムと分離する。
- ・不正アクセス防止策として、標準システムのネットワークと中間サーバーとの間にファイアウォールを導入する。
- ・中間サーバーとサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を 許可された者のみしか行うことができない。

#### 情報提供ネットワークシステムに接続する際に支払基金が、以下の措置を講じている。

- <中間サーバーにおける措置>
- ①支払基金の職員が統合専用端末を利用して情報照会依頼及び情報照会結果の確認等を行う際、ログイン時の職員認証の他に、統合専 用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録しているため、不適切な統合専用端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する 仕組みになっている。
- ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることが中間サーバーにて担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに 対応している。
- ③中間サーバーと情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した厚生労働省統合ネットワークを利用することによ り、安全性を確保している。
- ④中間サーバーと医療保険者等の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、又は公衆回線を使用する場合は
- IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。 ⑤中間サーバーでは、特定個人情報を管理するデータベースを医療保険者等ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバーを利用 する医療保険者等であっても他の医療保険者等が管理する情報には一切アクセスできない。

7. 特定值	7. 特定個人情報の保管・消去					
リスク1 :	特定個人情報の漏え	えい・滅失・毀損リスク				
①NISC政府機関統一基準群		[ 政府機関ではない ] <選択肢> 1)特に力を入れて遵守している 2)十分に遵守している 3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない				
②安全管理	理体制	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない				
③安全管理	理規程	[ 十分に整備している ] <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない				
④安全管理 員への周知	理体制・規程の職 ロ	[ 十分に周知している ] <選択肢> 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない				
⑤物理的第	対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
具体	本的な対策の内容	<標準システムサーバー等における措置>・サーバーはデータセンターに設置し、データセンターはカードキーとパスワードによる管理を行っており、入退出を行った個人を特定する。・データセンターは新耐震基準に基づいた耐震措置がされており、防火設備等も整っている。・サーバー危機等にかかわる電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備えている。 〈中間サーバーにおける措置>・中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。				
⑥技術的第	対策	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				
具体	本的な対策の内容					
⑦バックア		1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っている 3)十分に行っていない				
⑧事故発生 周知	生時手順の策定・	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない				

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか		[ 発生なし	1	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし
	その内容				
	再発防止策の内容				
⑩死者	音の個人番号	[ 保管し	している ]	<選択肢> 1) 保管している	2) 保管していない
	具体的な保管方法	生存者の個人番号	号と同様の方法にて	安全管理措置を実施する。	
その他	也の措置の内容	なし			
リスクへの対策は十分か		[ +分	である ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	
リスク	2: 特定個人情報が古い	ハ情報のまま保管	され続けるリスク		
リスク		し、広域連合の標 続けることはない。 また、その他のヤステムのデータベ く取りまとめ機関 被保険者の資格	Tからの日次での送準システムのデータ 準システムのデータ 情報についても、市 一スを更新している が定める当広域連	マベースを更新しているためや 町から定期的にデータ連携に かため、特定個人情報が古いため、特定個人情報が古いた 合の運用における措置> な又は情報の更新があった際	本台帳情報及び住登外登録情報等を入手 特定個人情報が古い情報のまま保管され こよる入手を行うことで、広域連合の標準シ 情報のまま保管され続けることはない。 は、速やかに中間サーバーの委託区画又
リスク	への対策は十分か	[ 十分	である ]	<選択肢> 1)特に力を入れている 3)課題が残されている	2) 十分である

リスク	リスク3: 特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク						
消去手順		[ 定めている ] <選択肢> 1)定めている 2)定めていない					
	手順の内容	<標準システムにおける措置> 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく 保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとして いる。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・資格審査時に中間サーバーの運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録する。資格審査の結果、資 格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を消去する。 ・特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、中間サーバー委託区画に登録されている資格情報 を削除する。 ・また、バッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。					
その他の措置の内容		なし					
リスク	への対策は十分か	<選択肢>   1)特に力を入れている 2)十分である   3)課題が残されている					

#### 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

#### 【運用上のルールによる措置】

- ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底
- ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施
- ・処分業者との委託契約による保存満了分文書廃棄及び職員による廃棄立会の実施
- ・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施
- ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退庁時の施錠の実施
- ・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン
- ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施
- ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施
- ・メディア媒体専用シュレッダー等による使用済みメディアの粉砕、廃棄の実施
- ・電子記録媒体からデータを読み込む前に必ずウイルスチェックを行う

## 【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】

平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。

- (1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止する。
- (2)事実関係を調査、<監査し、番号利用法違反又は番号利用法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。
- (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。
- (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。
- (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が 容易に知り得る状態に置く。また、事実関係及び再発防止策等について、速やかに公表する。
- (6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、重大事案など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。

# Ⅳ その他のリスク対策※

1. 監	査	
①自记	己点検	[ 十分に行っていない ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的なチェック方法	当広域連合の情報システム管理者は、広域連合の標準システム及び所管するネットワークにおける情報セキュリティポリシーに沿った情報セキュリティ対策状況について点検を行うために、自己点検項目のチェックリストを作成し、当該チェックリストを用いて必要に応じて(年に1度実施)点検を実施し、その点検結果を最高情報統括責任者(※1)に報告している。  ※1: 当広域連合の情報セキュリティ対策基準により、広域連合事務局長を最高情報統括責任者とし、最高情報統括責任者は、当広域連合におけるすべてのネットワーク、情報システム等の情報資産の管理及び情報セキュリティ対策に関する最終決定権限及び責任を有する。
②監査	<u> </u>	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な内容	・当広域連合の最高情報統括責任者は、必要に応じて当広域連合の情報公開・個人情報保護審査会に対し、自己点検結果を諮問する。 ・情報公開・個人情報保護審査会による答申で指摘された事項についての改善状況及び広域連合の事務全般の執行状況については、定期的(年に1度実施)に監査委員(※1)の監査(定期監査)を受け、その監査結果を広域連合議会に提出する。 ・情報公開・個人情報保護審査会による答申及び監査委員による監査結果によって指摘された事項は改善状況を確認し、PDCAサイクルによる課題又は問題点の把握、改善に努めている。 ※1:監査委員は、広域連合の財務に関する事務の執行、経営に関する事業の管理及び広域連合の事務事業の執行について監査等を実施する独任制の機関であり、広域連合規約に基づき広域連合長が議会の同意を得て選任する。  〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。
2. 彼	業者に対する教育・	
従業者	皆に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
	具体的な方法	・職員はセキュリティポリシー等を遵守するよう指導し、事務局内に情報セキュリティポリシーが閲覧できるようにする。 ・年に1回、情報セキュリティに関する研修及び訓練を実施する。 ・委託者に対しては、委託契約書において個人情報保護に関する秘密保持契約を締結するとともに、情報セキュリティ管理者が委託業者に対して情報セキュリティポリシー等のうち委託業者が守るべき内容の遵守及びその機密事項を説明している。 ・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。 ・違反行為を行ったものに対しては、都度指導の上、違反行為の重大性、発生した事案の状況等に応じて、地方公務員法による懲戒処分の対象とする。  〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。
	の他のリスク対策	
なし		

# V 開示請求、問合せ

1. 犋	1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
①請求先		〒320-0033 栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階 栃木県後期高齢者医療広域連合 総務課 ※郵送の場合の宛先についても同上					
②請>	求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。					
	特記事項	請求方法、指定様式等について当広域連合のホームページに掲載					
③手数料等		「有料(選択肢> 1)有料2)無料 2)無料 手数料額:白黒A3以内 1枚につき10円 郵送の場合は郵便料金相当 (手数料額、納付方法:額 納付方法:来所の場合は現金、郵送の場合は振込み					
④個,	人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない					
個人情報ファイル名		<ul><li>・資格管理事務</li><li>・賦課・収納事務</li><li>・給付事務</li></ul>					
	公表場所	栃木県後期高齢者医療広域連合事務局内					
⑤法*	令による特別の手続	なし					
⑥個》	人情報ファイル簿への不 ・	なし					
2. 特	<b>定個人情報ファイル</b> の	の取扱いに関する問合せ					
①連絡先		〒320-0033 栃木県宇都宮市本町3-9 栃木県本町合同ビル2階 栃木県後期高齢者医療広域連合 総務課					
②対応方法		・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残す。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせであれば、関係先等にその事実確認を行うための標 準的な処理期間を有する。					

# VI 評価実施手続

VI 計圖夫施士稅				
1. 基礎項目評価				
①実施日	平成28年12月1日			
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] 〈選択肢〉 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)			
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取			
①方法	本広域連合ホームページにて意見の募集の掲載を行い、直接持参、郵便、FAX及びメールにて意見を受け付けた。			
②実施日·期間	平成28年12月16日から平成29年1月16日までの32日間			
③期間を短縮する特段の理 由				
④主な意見の内容	意見なし			
⑤評価書への反映				
3. 第三者点検				
①実施日	平成29年2月9日			
②方法	栃木県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会に諮問し答申を得た。			
③結果	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護が適切に行われるものと認められた。 なお、留意点として下記のことが挙げられた。 (1) 後期高齢者医療の標準システムとマイナンバーの情報提供ネットワークシステム間の特定個人情報の授受は、USB等の記録媒体で行うことから、その使用については、暗号化や取り扱うことのできる職員の限定等、評価書に記載したとおり、厳格に運用すること。 (2) 国保中央会等の取りまとめ機関に中間サーバーの管理を委託しているが、委託先におけるリスク対策についても把握に努め、必要に応じて適正に対応すること。 (3) 後期高齢者医療においては、被保険者の医療情報等、特に配慮を要する個人情報を取り扱うものであることから、リスク対策については、評価書はもとより、根拠とした関係規程等に定めたとおり運用するとともに、継続的な検討・見直しに努めること。			
4. 個人情報保護委員会の	承認【行政機関等のみ】			
①提出日				
②個人情報保護委員会によ る審査				

# (別添3)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載		提出時期に係る説明
平成29年2月28日	I 1 ②事務の内容 <制度内容>	(記載なし)	また、他の医療保険者等と共同して「被保険者等に係る情報の収集又は整理に関する事務」及び「被保険者等に係る情報の利用又は提供に関する事務」を「社会保険診療報酬支払基金(以下「支払基金」という。)又は国民健康保険団体連合会(以下「国保連合会」という。)」(以下「支払基金等」という。)に委託することができる旨の規定が高齢者の医療の確保に関する法律に盛り込まれ、加入者の海径履歴情報と被保護者技番の採番管理、地方公共団体等と情報提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供、加入者の本人確認に係る事務、その事務処理に必要な情報提供ネットワークシステムに接続する医療保険者等向け中間サーバー等(以下「中間サーバー」という。)及び住民基本台帳ネットワークシステムに接続するためのサーバーの運用・管理を支払基金等に一元的に委託することが可能になった。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 1 ②事務の内容 <事務内容> 1.資格管理業務	(記載なし)	(※1)他の保険者から新規加入してきた被保険者の資格認定に当たり確認情報が必要な場合は、情報提供ネットワークシステムを利用して従前の保険者に情報照会し、資格喪失していることを確認することも可能。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 1 ②事務の内容 <事務内容> 2.賦課・収納業務	(記載なし)	(※2)保険料賦課に当たり所得情報等の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 1 ②事務の内容 <事務内容> 3.給付業務	(記載なし)	(※3)給付の決定に当たり給付要件の確認が必要な場合、情報提供ネットワークシステムを利用して他の情報保有機関に照会し確認することも可能。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I1 ②事務の内容 <事務内容> 4.加入者情報作成	(記載なし)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) ・平成29年4月以降、国保連合会から委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合からの委託を受けた国民健康保険中央会が、広域連合での管理を行うために、広域連合から被保険者及び世帯構成員の個人情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う(※4)。 ・また、医療保険者等内で個人を一意に識別するための番号でもある「被保険者枝番」を中間サーバーより受領し、広域連合において管理する。(※4)資格喪失や異動など資格関係情報に変更があった場合、中間サーバーの登録情報を更新する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I1 ②事務の内容 <事務内容> 5.副本作成	(記載なし)	5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) ・中間サーバーが他の情報保有機関からの情報提供の求めを受け付けた場合に、システムの自動処理により、医療保険者等の論理区画(副本情報)から提供に必要となる情報を取得して情報提供が実施できるように、被保険者資格情報及び給付に関する情報を抽出し、中間サーバーに登録を行う。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I1 ②事務の内容 <事務内容> 6.情報照会	(記載なし)	6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務)・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会(※5)は、中間サーバーが集約して実施するため、情報照会に関する情報を編集し、中間サーバーに登録を行う。・また、中間サーバーから情報照会結果等を受領し、広域連合において管理する。(※5)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供は、支払基金を経由して行う。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

平成29年2月28日	I1 ②事務の内容 〈事務内容〉 7.地方公共団体情報シス テム機構からの 個人番号入手	(記載なし)	7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手 (「1. 資格管理業務」に付随する事務) ・市町から個人番号が取得できない場合や、個 人番号又は基本4情報を確認する必要がある場合には、住民基本台帳法第30条の9の規定に 基づき、支払基金を介して地方公共団体情報システム機構から個人番号や基本4情報を取得する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 1 ②事務の内容 <事務内容>	※後期高齢者医療制度関係事務における 番号制度対応のスケジュール 平成29年7月からの地方公共団体等との 情報連携の開始に向けて、システム改修 を2段階で見施する予定である。具体的に は、まず、①一次対応として、平成28年 1月の個人番号の利用開始に合わせ、個 人番号と後期高齢者医療制度関係事務業 使用する情報を紐付け、個人番等と、次的 使用する情報を経索できる仕組みを構築し、次的 情報を検索できる仕組みを構築し、次的 開始される情報連携に対応する機能を構 要することとしている。 特定個人情報保護評価についてはシステム改修に併せて2段階で実施する予定 である。本評価書は上記の一次対応について評価を実施したものであり、今後二次対応に合わせて評価の再実施を行う予定 である。	削除	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 2 システム1 ②システムの機能	(記載なし)	4. 加入者情報管理業務 (1)加入者情報作成標準システムは市町から送信された異動に関する情報等を基に、中間サーバーに登録するための加入者情報を作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)加入者情報登録結果取込広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。標準システムはファイルに含まれる被保険者枝番を管理する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 2 システム1 ②システムの機能	(記載なし)	5. 副本管理業務 (1)資格情報作成 標準システムは被保険者証等の発行情報を基 に中間サーバーに登録するための副本情報を 作成する。広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するための ファイルを標準システムから取得し、統合専用 端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。 (2)葬祭費情報作成 標準システムは葬祭費の支給情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を作成 する。広域連合職員は情報連携管理ツールを 用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムなら取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムなら額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するための副本情報を基に、中間サーバーに登録するための別本情報を基に、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムは情報連携管理ツールを開サーバーに登録するためのファイルを標準システムは、自額介護合算療養費支給申請書の発行情報を基に、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

		-			
平成29年2月28日	I 2 システム1 ②システムの機能	(記載なし)	6. 情報照会業務 (1)情報照会要求 市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理 ツールを用いて、情報照会要求を登録する。 標準システムは情報照会要求を基に、中間 サーバーに登録するための情報照会要求情報 を作成する。 広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを 標準システムから取得し、統合専用端末へ移送 後、中間サーバーへ送信する。 (2)情報照会結果取込 広域連合職員は統合専用端末を用いて中間 サーバーから情報照会結果に関するファイルを 入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。 標準システムはファイルに含まれる情報照会結 果を管理する。 市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理 ツールを用いて、情報照会結果を確認する。 市町職員は市町の窓口端末の情報連携管理 ツールを用いて、情報照会結果を確認する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 2 システム2 ①システムの名称	(記載なし)	中間サーバー	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 2 システム2 ②システムの機能	(記載なし)	中間サーバーは、医療保険者等全体にと療際に動き、に会し、(2)情報提供、(1)資格履歴等を行う際理事務に係る機能、(2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務に係る機能、(3)地本台人確認情報の提供を求める機能を有する。会が運営する。(1)資格履歴管理事務に係る機能を表すなら機能を表する。のののでは、支払健康となる機能を表する。のののでは、大きな、は、では、大きな、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 2 システム2 ③他のシステムとの接続	(記載なし)	[O]情報提供ネットワークシステム [O]住民基本台帳ネットワークシステム	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 4 ①事務実施上の必要性	(記載なし)	被保険者資格や給付情報等の検索・照会、情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供を正確かつ効率的に実施するためには	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

平成29年2月28日	I 4 ②実現が期待されるメリッ ト	(記載なし)	・被保険者が当広域連合に申請届出をする際に添付することが定められている他の情報保有機関発行の書類について、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会することにより、情報照会によって書類と同等の特定個人情報を得られる場合に限っては、書類の添付を省略することができる。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I5 法令上の根拠	(記載なし)	・住民基本台帳法第30条の9	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 6 ①実施の有無	(記載なし)	[実施する]	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I 6 ②法令上の根拠	(記載なし)	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二項番80,81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条、第43条の2 (提供)別表第二項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、97、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第19条、第20条、第25条、第33条、第45条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項第1号(提供)第1項第2号(委託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報を保険給付の支給等の事務に活用するのは当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムに接続する主体は支払基金である。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I (別添1) 事務の内容 業務全体図	(記載なし)	図の修正	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I (別添1) 事務の内容 1. 資格管理業務(1)(2)	(記載なし)	図の修正 ※被保険者枝番の取得の流れは、「4.加入者情報作成」に記載。 ※中間サーバーへの被保険者資格情報の登録は、「5.副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会は、「6.情報照会」に記載。 ※地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手の流れは、「7.地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手」に記載	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I (別添1) 事務の内容 2. 賦課・収納業務(1)(2)	(記載なし)	※情報提供ネットワークシステムを通じた情報 照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	I (別添1) 事務の内容 3. 給付業務	(記載なし)	※中間サーバーへの給付関係情報の登録は、「5. 副本作成」に記載。 ※情報提供ネットワークシステムを通じた情報 照会は、「6. 情報照会」に記載。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

平成29年2月28日	I (別添1) 事務の内容	(記載なし)	4. 加入者情報作成(「1. 資格管理業務」に付随する業務) 5. 副本作成(「1. 資格管理業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 6. 情報照会(「1. 資格管理業務」、「2. 賦課・収納業務」、「3. 給付業務」に付随する事務) 7. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号入手(「1. 資格管理業務」に付随する事務)の図及び(備考)を追加	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	II 2 ④記録される項目 その妥当性	(記載なし)	・その他住民票関係情報:資格管理に関する事務を行うために記録するもの。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅱ3 ①入手元	(記載なし)	[〇]その他(「医療保険者又は広域連合」、「高齢者の医療の確保に関する法律第57条第1項に規定する他の法令による給付の支給を行うこととされている者」、「共済組合」)	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	II 3 ②入手方法	[O]紙 [O]専用線	[O]紙 [O]専用線 [O]情報提供ネットワークシステム [O]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	II 3 ③入手の時期・頻度	(記載なし)	2. 地方公共団体情報システム機構からの個人番号の入手 統合専用端末で中間サーバーを介して地方公 共団体情報システム機構に即時照会して入手 する。 頻度は随時。 3. 情報提供ネットワークシステムからの特定個 人情報の入手 医療保険者等以外の情報保有機関へ支払基金 を介して情報照会を依頼する。 頻度は随時。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅱ3 ④入手にかかる妥当性 1. 入手する根拠	(記載なし)	〇地方公共団体情報システム機構から個人番号を入手する根拠 ・住民基本台帳法第30条の9 〇情報提供ネットワークシステムから特定個人情報を入手する根拠 ・番号利用法第19条第7号及び同法別表第二項番80、81	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅱ3 ④入手にかかる妥当性	(記載なし)	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手に係る妥当性 ・当広域連合は番号利用法別表第二項番80,81の規定に基づき、統合専用端末を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報の入手する。 ・特定個人情報の入手する。 ・特定個人情報の入手する。 ・特定個人情報の入手する。 5. 地方公共団体情報システム機構から個人号の入手に係る妥当性・当広域連合が構成市町の窓口業務担当部署から入手ができない個人番号は、住民基本会をして、地方公共団体情報システム機構から入手する。 ・統合専用端末で中間サーバーを介して即時照会し、随時入手する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

平成29年2月28日	II 3 ⑤本人への明示	(記載なし)	2. 被保険者等に対する個人番号を取得するにあたっては、特定個人情報保護評価書において、あらかじめ以下の内容を示している。・資格履歴管理事務において、国保連合会から委託を受けた国保中央会に個人番号を提供し、国保中央会が個人番号を管理すること。・情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務において、支払基金が機関別符号を入手、管理すること、及び支払基金が情報提供等記録を生成、管理すること。・本人確認事務において、支払基金に個人番号を提供すること。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅱ3 ⑥使用目的	(記載なし)	・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報を被保険者を組付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅱ3 ⑧使用方法	(記載なし)	4. 情報提供ネットワークシステムからの特定個人情報入手 ・個人番号を標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)と紐付けて必要な情報の検索・参照を行うことに使用する。 ・また、資格認定や給付決定等の審査事務に他の情報保有機関の情報が必要なとき、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで情報照会を行い、取得した情報を被保険者番号を経付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で当該被保険者の申請情報と照合・確認することに使用する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
	Ⅱ3 ⑧使用方法 情報の突合	(記載なし)	・資格認定や給付決定の審査事務で必要な情報を、中間サーバーを通じて情報提供ネットワークシステムで他の情報保有機関に情報照会を行い、取得した情報は、被保険者枝番と紐付けた標準システムの識別番号(宛名番号、被保険者番号)で該当被保険者の申請情報と突合する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅱ 4 委託の有無	(2)件	(5)件	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅱ 4 委託事項	(記載なし)	委託事項31 中間サーバーにおける資格履歴管理事務」 要託事項4「中間サーバーにおける情報提供ネットワークシステムを通じた情報照会・提供事務」 委託事項5「中間サーバーにおける本人確認事務」 の追加	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	II 5 提供・移転の有無	[O]移転を行っている(1件)	[O]提供を行っている(21件) [O]移転を行っている(1件)	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅱ5 提供先1	(記載なし)	番号利用法第19条第7号別表第二に定める各 情報照会者を追加	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅱ5 移転先1 ⑥移転方法	[〇]専用線	[O]専用線 [O]紙	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

平成29年2月28日	II 6 ①保管場所	(記載なし)	<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセン ターに設置しており、許可された者のみが入退 室できる管理対象区域に設置する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	II 6 ②保管期間 期間	定められていない	20年以上	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	II 6 ②保管期間 その妥当性	高齢者の医療の確保に関する法律により 平成26年度までに賦課された保険料に関 しては制限なく保険料賦課額を減額更正 できるとされているため恒久的に保管する 必要がある。	<標準システムにおける保管期間> 高齢者の医療の確保に関する法律により平成26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく保険料賦課額を減額更正できるとされているため、事務に必要な期間、保管することとしている。 <中間サーバーにおける保管期間>・中間サーバーにおける保管期間>・中間サーバーにおける保管期間>・中間サーバーにおける保管期間>・中間サーバーに保存される情報については、被保険者が当広域連合で資格を喪失した時点から、照会条件として指定される範囲及び情報連携で副本を提供する可能性のある年(最長5年間)まで保管する。・情報提供等記録項目については、7年間保管する。・本人確認項目については、個人番号を利用するために一時的に格納されるものであるためその保管期間は1年を超えることはない。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅱ 6 ③消去方法	消去しない。	<標準システムにおける措置> 事務に必要な期間が経過した時点で消去する。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用 における措置> ・保管期間経過後は、中間サーバーから適切に 廃棄等を行う。 ・使用済みの電子記録媒体を廃棄する場合に は、シュレッダーで粉砕する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	II (別添2)	(記載なし)	被保険者枝番 <情報連携関連項目> <情報連携関連情報> <情報提供等記録項目> <本人確認項目> の追加	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ2 リスク1 対象者以外の情報の入手 を防止するための措置の 内容	(記載なし)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 〈取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置〉 ・あいまい検索により複数の対象者の結果が得られた場合、不要な検索結果については速やかに削除する。 ・当広域連合の照会要求に該当した機構保存本人確認情報のみ入手するため、対象者以外の情報入手が行われることはない。 〈中間サーバーにおける措置〉 ・当広域連合以外の照会要求が参照できないよう、中間サーバーが照会要求や結果送信を制御している。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ2 リスク1 必要な情報以外を入手す ることを防止するための措 置の内容	(記載なし)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 〈中間サーバーにおける措置〉 ·統合専用端末における支払基金との通信は、 厚生労働省が定めたインタフェース仕様に沿って行われることにより、必要以外の機構保存本 人確認情報の入手を防止している。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

平成29年2月28日	Ⅲ2 リスク2 リスクに対する措置の内容	(記載なし)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 〈中間サーバーにおける措置〉 ・個人番号の入手は統合専用端末を経由した方法でのみ行われるため、不適切な方法で入手が行われることはない。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ2 リスク4 リスクに対する措置の内容	(記載なし)	【地方公共団体情報システム機構から支払基金経由で機構保存本人確認情報を入手する場合の措置】 〈中間サーバーにおける措置〉 ・中間サーバーと当広域連合の通信は、VPN等の技術を用いた専用線、IP-VPNによる閉域サービス、IPSecによる暗号化された通信経路を使用することで、データ転送時の通信内容秘匿、盗聴防止の対応をしている。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ3 リスク2 ユーザ認証の管理 具体的な管理方法	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーを利用する職員等を限定し、取り扱うことができる事務の範囲及び個人番号取り扱い権限(アクセス権限)の有無を決定して、ユーザIDを管理簿に記載、管理する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ3 リスク2 アクセス権限の発行・失効 の管理 具体的な管理方法		<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>アクセス権限は、情報システム管理者(※3)が各職員等の担当事務分野とアクセス権限を決定し、標準システムにおけるユーザ認証の管理やアクセス権限の発効・失効と同様に管理する。(1)発効管理・採用や異動などで中間サーバーを利用する事務を担当する職員等には、担当となる日から有効なアクセス権限を、管理者の指示により登録し、管理簿に記載する。(2)失効管理・異動や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職などで担当から外れる職員等には、異動日や退職日をもって現在のアクセス権限が失効するよう、情報システム管理者の指示により登録を変更し、管理簿に記載する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

平成29年2〕	皿3 リスク2 アクセス権限の発行・失効 の管理 具体的な管理方法	(記載なし)	〈中間サーバーにおける措置〉 当広域連合の情報システム管理者が統合専用端末において以下の管理を行う。 ・IDは、ID付与権限をもった情報システム管理者用IDと一般的なユーザIDがある。 ・支払基金が各医療保険者等の情報システム管理者用IDに対して一般的なIDの付与権限を与えることにより、各医療保険者等においなユーザIDを付与することが、各議員に可能となる。・指定日から職員IDを有効にしたり、指定日から職員IDを無効とするよう中間サーバー側で制御している。・パスワードを定期的に更新するよう中間サーバー側で制御している。・パスワードの最長有効期限を定めている。 ※3:「医療保険者向け中間サーバーとの接続運用に係る運用管理規程(医療保険者向け)」には、「情報システム責任者」とされているが、当広域連合の情報セキュリティ対策基準では「情報システム管理者」が行うこととしている。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2]	皿3 リスク2 アクセス権限の管理 具体的な管理方法	(記載なし)	<ul> <li>&lt;取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置&gt;</li> <li>・ユーザID、アクセス権限の登録や変更は、情報システム管理者以外は行えないものとする。・情報システム管理者は、ユーザIDやアクセス権限の登録や変更を行う都度、管理者の確認を得て管理簿に記載し保管する。・情報システム管理者は随時、不要なユーザIDの残存や不必要なアクセス権限の付与など管理簿の点検・見直しを行う。・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。</li> <li>ぐ中間サーバーにおける措置&gt; ・該当する当広域連合の職員等に許可された業</li> </ul>	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2]	Ⅲ3 リスク2 128日 特定個人情報の使用の記録 具体的な方法	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 <中間サーバーにおける措置>・特定個人情報ファイルを扱う統合専用端末の操作履歴(操作ログ)を中間サーバーで記録している。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

平成29年2月28日	Ⅲ3 リスク3 リスクに対する措置の内容	インした場合には、個人番号の表示、検索、更新ができない機能を設けている。・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容を記録している。・情報システム管理者は定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運開教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用を行うことの啓発に努めている。・当広域連合における個人情報保護条例第40条に、情報漏えいに関する罰則を設		事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ3 リスク4 リスクに対する措置の内容	合の標準システムに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることはない。 ・広域連合の標準システムへのログイン時家・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。 ・職員等向けに、情報セキュリティ教育を実施し情報セキュリティ対策の重要性及び意識向上を行うとともに、情報システム運用教育を実施し情報もステムの適正な運用を行うことの啓発に努めている。 ・当広域連合における個人情報保護条例第40条に、情報漏えいに関する罰則を設	く標準システムにおける措置> ・GUIIによるデータ抽出機能(※1)は広域連合の標準システムに搭載しないことにより、個人番号利用事務以外でデータが抽出等されることにより、個人番号利用事務の操作権限による場所をでデータが抽出等されることにより、個人番号を電子記録媒体等へ書込むこと等もでいる。・ファイルのバックアップ及び統合専用端末との情報授受については、操作権限による標準ウステムを限定して運用することとし、それの保事をでは、操作を行う広域連合の標準システムにおいては、特定電子記録として運用することとし、それ、特定を関連を行うに対しては、特定電子記録を取り、一次のでは、特定では、特定では、特定では、では、特定では、では、特定では、では、特定では、では、特定では、では、特定では、では、特定では、では、特定では、では、特定では、では、特定では、では、特定では、では、特別に記録の内容が記録の内容を確認し、、不正な運用が行われていないかを点検する。・では、特報では、媒体管理簿に記載し、保管に施錠保管する。・・電子記録媒体を理簿に記載し、保管に施錠保管する。・・電子記録は、体管理簿に記載し、保管に施錠保管する。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

			<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用		
平成29年2月28日	Ⅲ3 リスク4 リスクに対する措置の内容	(記載なし)	における措置> 委託区画ファイル、副本区画ファイル及び本人確認ファイルについては、以下の措置を請じる。・中間サーバーを利用して複製等のファイル操作が可能な職員等を最小限に限定する。・電子記録媒体やフラッシュメモリへの複製を行う場合、不必要な複製を制限する。・地では、統合の登録情報を確認する以外にファイルを複製しないよう、職員等に対し周知徹底する。・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。・で、一次を担しが行われていないか監視する。・で、一次を担しが行われていないが監視する。・で、一次を担しが行われていないが監視する。・で、一次を担じては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員が「大学を除いた範囲の項目にしかアクセスで製では、統合、専力では、統合の専力では、統合の職員がファイルとのでは、統合の事力にしている。・委託区画ファイルとでもないまう制限している。・で、当該アクセスできず、当該アクセスできないまう制限にしかアクセスできないまで、当該アクセスできないまう制限している。  ※2:統合、中間・ボース・カード・対し、で、と、対している。  ※2:統合、中に、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、は、	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
			得した特定個人情報を標準システムに取り込む ために必要となる。		
平成29年2月28日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの 閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	(記載なし)	〈取りまとめ機関で行う委託業務における措置〉 ·取りまとめ機関の職員に許可された業務メニューのみ表示するよう中間サーバーで制御している。 ·運用管理要領等にアクセス権限と事務の対応表を規定し、職員と臨時職員、取りまとめ機関と委託事業者の所属の別等により、実施できる事務の範囲を限定している。また、対応表は随時見直しを行う。 ·パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ4 特定個人情報ファイルの 取扱いの記録 具体的な方法	(記載なし)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・操作ログを中間サーバーで記録している。 ・操作ログは、セキュリティ上の問題が発生した際、又は必要なタイミングでチェックを行う。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ4 特定個人情報の提供ルール の表話先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	(記載なし)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・契約書において当広域連合が保有する個人情報を第三者に漏らしてはならない旨を定めており、委託先から他者への特定個人情報の提供を認めていない。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ4 特定個人情報の提供ルール 変託元と委託先間の提供 に関するルールの内容及 びルール遵守の確認方法	(記載なし)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置 > ・提供情報は、業務委託完了時にすべて返却又は消去する。 ・定期的に操作ログをチェックし、データ抽出等の不正な持ち出しが行われていないか監視する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
		I.	i.	l .	

平成29年2月28日	Ⅲ4 特定個人情報の消去ルー ル ルールの内容及びルール 遵守の確認方法	(記載なし)	<取りまとめ機関で行う委託業務における措置> ・情報提供等記録については、番号利用法第23 条第3項に基づく施行令第29条の規定において、保存期間は7年間とされており、保存期間経 過後は、当広域連合が適切に廃棄等を行う。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
	Ⅲ4 委託契約書中の特定個人 情報ファイルの取扱いに 関する規定 規定の内容	・秘密保持義務 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止 ・漏えい事等が発生した場合の再委託 先の責任の明確化 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却 又は廃棄 ・従業者に対する監督・教育 ・契約内容の遵守状況について報告を求 める規定 等を定めるとともに委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。		事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ4 再委託先における特定個	原則として再委託は行わないこととするが、再委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を盛り込むこととする。 ・秘密保持義務・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止 ・特定個人情報の目的外利用の禁止・漏えい事案等が発生した場合の再委託先の責任の明確化・再委託契約終了後の特定個人情報の返知とは廃棄 ・従業者に対する監督・教育・契約内容の遵守状況について報告を求める規定等また再委託先が当広域連合と同等の安全管理措置を講じていることを確認する。	原則として再委託は行わないこととするが、再 委託を行う場合は、再委託契約に次の事項を 盛り込むこととする。 ・秘密保持義務。 ・事業所内からの特定個人情報の持出しの禁止。 ・特定個人情報ファイル取扱い場所の限定と明確化。 ・特定個人情報の目的外利用の禁止、複写・複 製の禁止。 ・再委託の禁止(再委託するケースでは、その条件)。 ・漏えい、滅失、棄損、改ざん等の防止策の義 務付け。 ・漏えい、減失、棄損、改ざん等の防止策の義 務付け。 ・漏えい事案等が発生した場合の委託元への 速やかな報告と委託先の責任。 ・委託契約終了後の特定個人情報の返却又は 消去。 ・特定個人情報を取扱う従業者の限定と明確 化。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ5 リスク3 リスクに対する措置の内容	(記載なし)	・広域連合の標準システムには、事務に関係の ないアプリケーションはインストールしない。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
	Ⅲ6 情報提供ネットワークシス テムとの接続	(記載なし)	「6. 情報提供ネットワークシステムとの接続」 リスク1~7 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴う その他のリスク及びそのリスクに対する措置 の追加	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

平成29年2月28日	Ⅲ7 リスク1 ⑤物理的対策 具体的な対策の内容	(記載なし)	<中間サーバーにおける措置> ・中間サーバーを取りまとめ機関のデータセンターに設置し、設置場所への入退室記録管理、監視カメラによる監視及び施錠管理をすることでリスクを回避する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日		入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。 ・広域連合の標準システムのウィルス管理マネージャ(※1)を用いて、ウィルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、情報システム管理者等が迅速に適用を行う。 ・不正アクセス防止策として、ファイアウォールを導入している。 ・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 ※1:ウィルス管理マネージャとは、広域連	<標準システムにおける措置> ・広域連合の標準システムのサーバー及び端末は、インターネットに接続できないように分離する。・広域連合の標準システムのサーバー及び端末には、ウィルス対策ソフトウェアを導入し、ウィルスパターンファイルは適時更新する。・広域連合の標準システムのウィルス管理マネージャ(※1)を用いて、ウィルスパターンファイルの適用が漏れている機器を把握し、情報システム管理者等が迅速に適用を行った。・オペレーティングシステム等にはパッチの適用を随時に、できるだけ速やかに実施している。 ※1:ウィルス管理マネージャとは、広域連合の標準システムの各サーバー、各端末のウィルス対策状況を集中管理する機能。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ7 リスク2 リスクに対する措置の内容 具体的な対策の内容	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>・被保険者の資格情報等の新規登録又は情報の更新があった際は、速やかに中間サーバーの委託区画又は副本区画の情報を登録・更新する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ7 リスク3 消去手順	[定めていない]	[定めている]	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ7 リスク3 消去手順 手順の内容	平成26年度までに賦課された保険料に関 しては期間の制限なく保険料賦課額を減	<標準システムにおける措置> 高齢者の医療の確保に関する法律により平成 26年度までに賦課された保険料に関しては期間の制限なく候、事務に必要な期間が経過した時点で消去することとしている。 <取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 資格審査時に中間サーバーの運用支援環境(委託区画)に特定個人情報を登録した場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を 資格を得られない場合には、運用支援環境(委託区画)に登録した特定個人情報を 消去する。 ・特定個人情報の保管期間を超えた被保険者について、申間サーバーの委託区画に登録されている資格情報を削除する。 ・また、パッチ処理を起動することで副本区画に登録されている資格情報を削除する。 ・また、パッチ処理を起動することで副本区画に登録されている副本情報を削除する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

平成29年2月28日	Ⅲ7 特定個人情報の保管・消 去におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	***- *** - *	【運用上のルールによる措置】 ・プリンタ、FAX等の出力用紙の放置禁止の徹底 ・不要となった特定個人情報記載の用紙のシュレッダーの実施 ・処分業者との委託契約による保存満了分文書廃棄及び職員による廃棄立会の実施 ・書類又はメディアの搬送時の所在追跡可能な手段の実施 ・執務用デスク周辺の整理整頓及び退庁時の施錠の実施 ・離席時のスクリーンセーバー又はシャットダウン ・リース機器返却時、HDD内の特定個人情報が復元不可能な形態での消去の実施 ・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施・機器の廃棄時、HDDやメモリーの破壊の実施・メディア媒体専用シュレッダー等による使用済みメディアの粉砕、廃棄の実施・コニテンを行う	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅲ7 特定個人情報の保管・消 去におけるその他のリスク 及びそのリスクに対する措置	(記載なし)	【特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応】 平成27年9月28日特定個人情報保護委員会告示(平成27年12月25日改正)の「特定個人情報の漏えい事案等が発生した場合の対応について」に基づき、次の対応を行う。 (1)事業者内の責任ある立場の者に直ちに報告するとともに、被害の拡大を防止接受及は番号利用法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。 (3)上記(2)で把握した事実関係による影響の範囲を特定する。 (4)上記(2)で究明した原因を踏まえ、再発防止策を検討し、速やかに実施する。 (5)事案の内容に応じて、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係等について、速やかに本人に連絡又は本人が容易に知り得る状態に置く。また、事実関係等について、速やかになる。 (6)厚生労働大臣が定めるガイドライン等の規定による報告先に速やかに報告する。また、事実など指定のある事案については個人情報保護委員会に報告する。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	IV1 ②監査 具体的な内容	(記載なし)	<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> 当広域連合は、運用管理規程に基づき、標準システム及び当広域連合の運用における安全管理措置について、定期的に監査を行うこととしている。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	IV2 従事者に対する教育・啓発 具体的な内容		<取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置> ・中間サーバーの統合専用端末における操作について、厚生労働省が当広域連合の職員に対して、統合専用端末導入前に研修を行う。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅵ1 ①実施日	平成27年5月1日	2016/12/1	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	Ⅵ2 ②実施日・期間	平成27年6月4日から平成27年7月3日まで の30日間	平成28年12月16日から平成29年1月16日まで の32日間	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正

平成29年2月28日	VI3 ①実施日	平成27年7月13日	2017/2/9	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成29年2月28日	<b>Ⅵ</b> 3 ③結果	特定個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価指針に基づき、特定個人情報保護評価が適切に行われているものと認められた。なお、留意点として下記のことが挙げられた。(1) 技術の進歩に応じ、新たなリスクが発生する可能性があるため、リスク対策については、継続的な検討・見直しに努めること。(2) 後期高齢者医療制度関係事務においては、疾療情報等重要度の高い個価書に記載されたリスク対策を確実に実行することはもちろん、当該事務に従事する職員及び委託事業者に対する指導・監督を徹底すること。	個人情報保護委員会が定める特定個人情報保護評価が適切に行われるものと認められた。なお、留意点として下記のことが挙げられた。(1)後期高齢者医療の標準システムとマイナンバーの情報提供ネットワークシステム間の特定個人情報の授受は、USB等の記録媒体で行うことから、その使用については、語号化や記載したとおり、厳格に運用すること。(2)国保中央会等の取りまとめ機関に中間サーバーの管理を委託しているが、委託先におけるリスク対策についても把握に努め、必要に応じて適正に対応すること。(3)後期高齢者医療においては、被保険者の医療情報等、特に配慮を要する個人情報を取り扱うものであることから、リスク対策についても投入力対策についても、証に対応すること。(3)後期高齢者医療においては、被保険者の医療情報等、特に配慮を要する個人情報を取り扱うものであることから、リスク対策については、評価書はもとより、根拠とした関係規程等に定めたとおり運用するとともに、継続的な検討・見直しに努めること。	事前	平成29年7月の情報連携に伴 う修正
平成30年3月28日	I 6 ②法令上の根拠	・番号利用法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二項番80.81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第43条、第43条の2 (提供)別表第二項番1、2、3、4、5、17、22、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、97、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第25条、第33条、第15条、第19条、第20条、第55条、第33条、第43条、第44条、第46条、第49条、第55条の2、第59条の3・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託) (照会)第1項第1号(提供)第1項第2号(提供)第1項第2号(提供)第1項第2号(提供)第1項第2号(提供)第1項第2号(提供)第1項第2号(提供)第1項第2号(接託)第2項 当広域連合であるが、情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報照会・提供事務を委託する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得した情報に対域とであるが、情報提供ネットワークシステムを通じて取得に関するとは、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基本であるが、情報提供ネットワークシステムを通じて取得に関するとは、高齢者の医療の確保に関するとは、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基本を表記する。情報提供ネットワークシステムを通じて取得に関するといるに対象を表記されている。第3年は、第4年は、第4年は、第4年は、第4年は、第4年は、第4年は、第4年は、第4	・番号利用法 第19条第7号(特定個人情報の提供の制限) (照会)別表第二 項番80.81 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第43条、第43条の2(提供)別表第二 項番1、2、3、4、5、17、22、26、26、27、33、39、42、58、62、80、82、87、93、97、109、120 番号利用法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第1条、第2条、第3条、第4条、第5条、第12条の3、第15条、第19条、第20条、第20条、第21条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第31条の2、第33条、第55条の2、第59条の3 ・高齢者の医療の確保に関する法律第165条の2(支払基金等への事務の委託)(照会)第1項 第2号(要託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律の規定に基づき、支払基金に情報提供務をの3、法律の規定に基づき、支払基金に情報提供表別に提供第1項第2号(要託)第2項 当広域連合は、高齢者の医療の確保に関する。法律の規定に基づき、支払基金に情報提供表別に関する。法律の規定に基づき、支払基金に情報と決別第1項第2号(表記・3、高齢者の医療の確保に関する。法律の規定に基づき、支払基金に情報と決別第1項第2号(表記・3、高齢者の医療の確保に関する。法律の規定に基づき、支払基金に情報と決別第1項第2号(表記・3、高齢者の医療の確保に関する。法律の規定に基づき、支払基金に情報といる。第2号(表記・3、高齢者の医療の確保に関する。法律第165条の2、第15号、第15号、第15号、第15号、第15号、第15号、第15号、第15号	事後	法令に合わせた記載の修正
平成30年3月28日	I 7 ②所属長	総務課長 田野邉 一徳	総務課長 中川 洋一	事後	人事異動に伴う記載の修正
平成30年3月28日	II 2 ③対象となる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50 条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事後	法令に合わせた記載の修正
平成30年3月28日	II 4 委託事項1~5 ②取扱いを委託する特定 個人情報ファイルの範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50 条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事後	法令に合わせた記載の修正

平成30年3月28日	Ⅱ5 移転先1 ⑤移転する情報の対象と なる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50 条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事後	法令に合わせた記載の修正
平成30年3月28日	Ⅱ6 提供先1 ⑮提供する情報の対象と なる本人の範囲	※高齢者の医療の確保に関する法律第50 条から第55条に基づく被保険者	※高齢者の医療の確保に関する法律第50条から第55条の2に基づく被保険者	事後	法令に合わせた記載の修正
平成30年3月28日	別添2 特定個人情報ファイル記 録項目	(記載なし)	宛名番号「資格関連情報」に「国保住所地特例 者情報」を追記 被保険者番号「給付関連情報」に「第三者行為 求償連携管理」を追記	事後	法令に合わせた記載の修正
令和2年6月12日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 <制度内容>	(記載なし・追記)	さらに、「医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律」によりオンライン資格確認のしくみの導入を行うとされたことを踏まえ、オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するために、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供することについても、あわせて支払基金等に委託することになった。	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務 ②事務の内容 <事務内容>	1. 資格管理業務 (記載なし・追記)	1. 資格管理業務 ・中間サーバーを通じて、資格履歴情報から個人番号を除いた情報をオンライン資格確認等システムへ提供する(※1-2)。 (※1-2)オンライン資格確認の仕組みそのものは個人番号を使わないため、評価の対象外であるが、オンライン資格確認の準備行為として、マイナポータルを介した資格履歴情報の提供を行うため、その観点から評価書に記載している。	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム2 ②システムの機能	(記載なし・追記)	(1)資格履歴管理事務に係る機能 (i) (ii)個人番号を除いた資格履歴情報をオンライン資格確認等システムに提供する。 (2)情報提供ネットワークシステムを通じた情報 照会・提供事務に係る機能 (V)オンライン資格確認等システムで管理して いる情報と紐付けるために使用する情報提供 マイナポータルからの自己情報開示の求めを受付け、オンライン資格確認等システムで管理して ている情報との紐付けを行うために、個人番号を除いた資格履歴情報を提供する。	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	I 基本情報 4. 特定個人情報ファイル を取り扱う理由 ②実現が期待されるメリット	(記載なし・追記)	・オンライン資格確認等システムを通して、資格 喪失後の受診に伴う事務コスト等の解消、被保 険者番号の入力自動化による返戻レセプトの削 減、後続開発システムとの連携による保健医療 データ活用のしくみを実現する。	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	I 基本情報 7. 評価実施機関における 担当部署 ②所属長	総務課長 中川 洋一	総務課長	事後	様式変更に伴う記載
	(別添1)事務の内容 業務全体図	(記載なし・追記)	図に取りまとめ機関からオンライン資格確認等 システムへの資格履歴情報の流れを追記	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

令和2年6月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項3 ②取扱いを委託する特定 個人情報の範囲 その妥当性	(記載なし・追記)	・オンライン資格確認等システムで被保険者等の資格情報を利用するため。	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	II 特定個人情報ファイル の概要 4. 特定個人情報ファイル の取扱いの委託 委託事項3 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし・追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・・日本国内でのデータ保管を条件としていることが確認できること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・ボール・ビスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に改革する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が保有・管理する環境に改革する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が保有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	4. 特定個人情報ファイル	情報提供ネットワークシステムを使用した情報照会・情報提供、情報照会・情報提供を行うために必要となる機関別符号の取得及び管理	情報提供ネットワークシステムを使用した情報 照会・情報提供、情報照会・情報提供、および オンライン資格確認システムで管理している情 報との紐づけを行うために必要となる機関別符 号の取得及び管理	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項4 ②取扱いを委託する特定 個人情報の範囲 その妥当性	・当広域連合と情報提供ネットワークシステムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	・当広域連合と情報提供ネットワークシステムおよびオンライン資格確認システムとの対応窓口を、支払基金に一本化するため。また、当広域連合の機関別符号を、支払基金が一元的に取得するため。	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託事項4 再委託 ⑧再委託の許諾方法	(記載なし・追記)	運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていることが確認できること・・日本国内でのデータ保管を条件としていることが確認できること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・ボービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。  運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、開発者および運用者は、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アプリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

令和2年6月12日		・中間サーバーは、取りまとめ機関のデータセンターに設置しており、許可された者のみが入退室できる管理対象区域に設置する。	く中間サーバーにおける措置>・中間サーバーは、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する。設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・日本国内でのデータ保管を条件としていること・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること。	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 宛名番号 く資格関連情報>		個人番号管理情報(個人情報)	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 宛名番号 <賦課・収納関連情報>		所得情報照会結果管理 所得情報照会結果管理明細	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 宛名番号 <給付関連情報>		葬祭費(その他)	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 宛名番号 <給付関連情報>		外来年間合算支給申請書情報 高額療養費計算WK	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
	(別添2)特定個人情報ファ イル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 宛名番号	(記載なし・追記)	<情報連携関連項目> 加入者情報管理(判定対象情報) 加入者情報管理(個人情報)	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 被保険者枝番 く情報連携関連項目>		情報照会状況管理 副本管理(葬祭費)	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 被保険者枝番 く情報連携関連項目>		加入者情報管理(システム基本情報)加入者情報管理(個人情報)加入者情報管理(側人情報)加入者情報管理(判定対象情報)副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算)情報)副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報)副本管理(メッセージ情報)	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	(別添2)特定個人情報ファ イル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 被保険者枝番	(記載なし・追記)	<共通情報> 稼働ログ管理	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 被保険者番号 く資格関連情報>		基準収入額申請世帯情報 個人番号管理情報(被保険者情報) 個別事情管理(加入者基本情報) 個別事情管理(加入者制御情報)	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

令和2年6月12日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報ファイル 被保険者番号	(記載なし・追記)	<情報連携管理情報> 加入者情報管理(資格情報) 加入者情報管理(判定対象情報) 情報照会要求管理 副本管理(判定対象情報) 副本管理(資格情報) 副本管理(高額介護合算療養費情報) 副本管理(自己負担額証明書(外来年間合算) 情報) 副本管理(自己負担額証明書(高額介護合算療養費)情報) 加入者情報管理(加入者制御情報)	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
			加入者情報管理(加入者資格情報) 加入者情報管理(被保険者証等情報) 加入者情報管理(限度額適用認定証関連情報) 加入者情報管理(特定疾病療養受療証情報)		
令和2年6月12日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 被保険者番号 <給付関連情報>	(記載なし・追記)	外来年間合算支給申請書情報 外来年間合算自己負担額情報 外来年間合算計算結果情報 外来年間合算計算結果內訳情報 高額介護合算計算結果內訳情報 高額介護合算計算結果內訳情報 高額療養費計算WK 高額該当負担区分WK 他県公費累積WK	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	(別添2)特定個人情報ファ イル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 被保険者番号 <給付関連情報>	葬祭費(その他支給) 特定疾患連絡対象者管理	葬祭費(その他) 特定医療費等連絡対象者管理	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	(別添2)特定個人情報ファ イル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル <情報提供等記録項目>	(記載なし・追記)	被保険者枝番	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
令和2年6月12日	(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル <本人確認項目>	(記載なし・追記)	券面記載の氏名 券面記載の氏名かな 券面記載氏名が通称名の場合の本名等 券面記載氏名が通称名の場合の本名かな	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)

令和2年6月12日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託先による特定個人情報ファイルの取再委託先による特定個人 情報ファイルの確保 具体的な内容	(記載なし・追記)	・医療保険者等向け中間サーバー等の運用支援環境を、クラウド事業者が保有・管理する環境に設置する場合、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施することになるため、クラウド事業者は、次を満たすものとする。・・ISO/IEC27017又はCSマーク・ゴールドの認証及びISO/IEC27018の認証を取得していること・セキュリティ管理策が適切に実施されていることが確認できること・・日本国内でのデータ保管を条件としていること・・上記のほか、「政府情報システムにおけるクラウドサービスの利用に係る基本方針」等による各種条件を満たしていること・・運用環境を、クラウド事業者が保有・管理オは、クラウド事業者が提示する責任共有モデルを理解し、OSから上のレイヤーに対して、システム構築上および運用上のセキュリティ(OSやミドルウェアの脆弱性対応、適切なネットワーク設定、アブリケーション対応、データ暗号化etc)をどのように確保したかを書面にて示した上で、許諾を得ること。	事前	オンライ資格確認等システム の導入に関する記載の修正 (形式的な変更)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1②システムの機能 4. 加入者情報管理業務(1)加入者情報作成	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末へ移送後、中間サーバーへ送信する。	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、以下のいずれかの方法で中間サーバーへ送信する。 〇ファイルを広域端末から統合専用端末へ移送、中間サーバーへ送信する。(以下「統合専用端末連携」という。) 〇広域端末と中間サーバーをネットワークで繋ぎファイルを送信する。(以下「サーバー間連携」という。)	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 カシステム システム1 ②システムの機能 4. 加入者情報管理業務 (2)加入者情報登録結果 取込	広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。	広域連合職員は統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから加入者情報の登録結果に関するファイルを入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。	事前	標準システムのパージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1②システムの機能 5. 副本管理業務(1)資格情報作成	いて、中間サーバーに登録するためのファ イルを標準システムから取得し、統合専用	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイル を取り扱う事務において使 用するシステム システム1 ②システムの機能 5. 副本管理業務 (2)葬祭費情報作成	間サーバーから加入者情報の登録結果に 関するファイルを入手し、広域端末へ移送	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)

用するシステム	いて、中間サーバーに登録するためのファ イルを標準システムから取得し、統合専用	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
システム1	いて、中間サーバーに登録するためのファ イルを標準システムから取得し、統合専用	広域連合職員は情報連携管理ツールを用いて、中間サーバーに登録するためのファイルを標準システムから取得し、統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーへ送信する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステムシステム1 ②システムの機能 6. 情報照会業務 (2)情報照会結果取込	広域連合職員は統合専用端末を用いて中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入手し、広域端末へ移送後、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。	統合専用端末連携またはサーバー間連携で中間サーバーから情報照会結果に関するファイルを入手し、情報連携管理ツールを用いて標準システムに送信する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
(別添1)事務の内容 業務全体図	(記載なし・追記)	「(サーバー間連携)」の文言追加、及び双方向 矢印の追記	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
(別添1)事務の内容 4. 加入者情報作成 ※統合専用端末連携の場	(記載なし・追記)	「※統合専用端末連携の場合」の文言を追記	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の 一部変更)
(別添1)事務の内容 4. 加入者情報作成 ※サーバ間連携の場合	(記載なし・追記)	(全文・図追加)	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
(別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管 理業務」、「3. 給付業務」 に付随する事務) ※統合専用端末連携の場	(記載なし・追記)	「※統合専用端末連携の場合」の文言を追記	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
(別添1)事務の内容 5. 副本作成(「1. 資格管 理業務」、「3. 給付業務」 に付随する事務) ※サーバ間連携の場合	(記載なし・追記)	(全文・図追加)	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
(別添1)事務の内容 6.情報照会(「1.資格管 理業務」、「2.賦課・収納 業務」、「3.給付業務」に 付随する事) ※統合専用端末連携の場	(記載なし・追記)	「※統合専用端末連携の場合」の文言を追記	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
(別添1)事務の内容 6.情報照会(「1.資格管 理業務」、「2.賦課・収納 業務」、「3.給付業務」に 付随する事) ※サーバ間連携の場合	(記載なし・追記)	(全文・図追加)	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
	当広域連合は番号法別表第二項番80、81 の規定に基づき、統合専用端末を利用し、 中間サーバーを介して医療保険者等以外 の情報保有機関に情報照会の依頼を行う ことにより、特定個人情報を入手する。	当広域連合は番号法別表第二項番80、81の規定に基づき、統合専用端末連携またはサーバー間連携を利用し、中間サーバーを介して医療保険者等以外の情報保有機関に情報照会の依頼を行うことにより、特定個人情報を入手する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 宛名番号 く資格関連情報>		住民基本台帳情報(清音化) 外国人登録情報(清音化) 住登外登録情報(清音化)	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 宛名番号 <賦課・収納関連情報>		減額対象所得判定情報管理	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 宛名番号 く共通情報>		選択履歴メモ管理	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 被保険者番号 く資格関連情報>		被保険者(清音化) 被保険者履歴(清音化)	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル 被保険者番号 く賦課・収納関連情報>		減額対象所得判定情報管理	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の 一部変更)
(別添2)特定個人情報ファイル記録項目 後期高齢者医療関連情報 ファイル	/テフキャナン ・ウラフン	<共通情報> 選択履歴 メモ管理	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
	・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク対:権限のない者(元職員、アクセス権限のない・職員等)によって不正に使用されるリスクアクセス権限の発効・失効の管理具体的な管理方法 < 中間サーバーにおける措置>	・パスワードを定期的に更新するよう中間 サーバー側で制御している。 ・パスワードの最長有効期限を定めてい ス	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は 使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の 一部変更)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクアクセス権限の管理具体的な管理方法 くとりまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>	・パスワードに設けられた有効期間に沿って、定期的に変更を行う。	・パスワードは、規則性のある文字列や単語は使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	情報連携の一部変更に伴う修正
12.15_7.2.1	・情報システム管理者は定期的に、記録の 内容を確認し、不正な運用が行われてい ないかを点検する。	・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容と関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
田 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク2: 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク特定個人情報の使用の記録 具体的な管理方法 くとりまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>	・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログを確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	・中間サーバーの使用について、情報システム管理者は、定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に操作ログに関連する書面の記録を照合して確認し、不正な運用が行われていないかを監査する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク3: 従業員が事務外で使用するリスクリスクに対する措置の内容 <標準システムにおける措置 >	・情報システム管理者は定期的に、記録の 内容を確認し、不正な運用が行われてい ないかをも除する	・情報システム管理者は定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容の記録確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	事前	情報連携の一部変更に伴う修正
田 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3.特定個人情報の使用リスク3:従業員が事務外で使用するリスクリスクに対する措置の内容<標準システムにおける措置	(記載なし・追記)	・中間サーバーとのサーバー間連携機能の開始・停止等の操作は、情報システム管理者によって統合専用端末の操作を許可された者のみしか行うことができない。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策3. 特定個人情報の使用リスク3(従業員が事務外で使用するリスクリスクに対する措置の内容く中間サーバーにおける措置>	・統合専用端末を利用した情報照会依頼 時等において、当広域連合の職員に許可 された事務/事務手続のみ取り扱うことが できるよう中間サーバーで制御している	・統合専用端末連携及びサーバー間連携を利用した情報照会依頼時等において、当広域連合の職員に許可された事務のみ取り扱うことができるよう中間サーバーで制御している。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)

リスク4:特定個人情報ファ	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上の問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
リスク4:特定個人情報ファ	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを	・広域連合の標準システムへのログイン時の認証の他に、ログインを実施した職員等・時刻・操作内容が記録され、情報システム管理者が定期的に又はセキュリティ上問題が発生した際に、記録の内容を確認し、不正な運用が行われていないかを点検する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクリスクに対する措置の内容	の項目にしかアクセスできす、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末を利用して当広域連合の職員のファイル出力(ダウンロード)※20まる際に特定の項目にしかア	<中間サーバーにおける措置> ・情報提供等記録ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用してファイル出力(ダウンロード)(※2)する際は、情報提供等記録ファイルから機関別符号等を除いた範囲の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ・委託区画ファイル及び副本区画ファイルについては、統合専用端末連携やサーバー間連携を利用してファイル出力(ダウンロード)(※2)する際に特定の項目にしかアクセスできず、当該アクセス可能な項目のみしか複製できないよう制限している。 ※2:ファイル出力(ダウンロード)する機能は、住民基本台帳ネットワークシステムから取得した特定個人情報を標準システムに取り込むために必要となる。	事前	標準システムのパージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限具体的な制限方法〈取りまとめ機関で行う委託業務における措置〉	・パスワードの最長有効期間を定め、定期的に更新を実施する。	・パスワードは、規則性のある文字列た単語は 使わず、推測されにくいものを使用する。	事前	情報連携の一部変更に伴う修正
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託特定個人情報の提供ルール 要託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 <当広域連合で行う業務における措置>	・さらに、当広域連合は委託契約の調査事 項に基づき、必要があるときは調査を行	・さらに、当広域連合は委託契約の監査、調査 等事項に基づき、必要があるときは調査を行 い、又は報告を求める。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)

田 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託特定個人情報の提供ルール 芸託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法 <当広域連合で行う業務における措置>		・さらに、当広域連合は委託契約の監査、調査 等事項に基づき、必要があるときは調査を行 い、又は報告を求める。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の 一部変更)
	・情報システム管理者は広域連合の標準 システムから市町へのデータ配信に関す る記録を確認し、不正なデータ配信が行わ	・情報システム管理者は広域連合の標準システムから市町へのデータ配信に関する記録を確認し、不正なデータ配信が行われていないかを監査する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の 一部変更)
II 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク1:目的外の入手が行われるリスクリスクに対する措置の内容<標準システムにおける措置>	・情報照会結果の入手元は、統合専用端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。	・情報照会結果の入手元は、統合専用端末及びサーバー間連携を行う端末に限定されており、入手データは情報提供ネットワークシステム及び中間サーバーにおいて厳格な審査が行われている。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の 一部変更)
リスク対策 6. 情報提供ネットワーク システムとの接続 リスク1:目的外の入手が 行われるリスク	①統合専用端末を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施すること	①統合専用端末連携やサーバー間連携を利用して情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクリスクに対する措置の内容<標準システムにおける措置>	(記載なし・追記)	・広域連合の標準システムと市町の窓口端末との通信には、認証・通信内容の暗号化を実施している。 ・中間サーバーとサーバー間連携を行う場合、中間サーバーとサーバー間連携を行う端末は1台に限定し、接続には専用線を用い通信には認証・通信内容の暗号化を実施している。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の 一部変更)
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク5: 不正な提供が行われるリスクリスクに対する措置の内容<標準システムにおける措置>	情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録 に関する記録を確認し、不正なデータ登録 が行われていないかを点検する。	情報システム管理者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の 一部変更)

Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続リスク6・不適切な方法で提供されるリスクリスクに対する措置の内容<無準システムにおける措置>	情報システム管理者は広域連合の標準システムから統合端末への副本データ登録 に関する記録を確認し、不正なデータ登録 が行われていないかを点検する。	情報システム管理者は広域連合の標準システムから中間サーバーへの副本データ登録に関する記録を確認し、不正なデータ登録が行われていないかを監査する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6.情報提供ネットワークシステムとの接続情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(記載なし・追記)	く中間サーバーと標準システムとの間の情報 授受に係るリスク対策> ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末 は1台とする。 ・中間サーバーとサーバー間連携を行う端末 は、標準システムのローカルネットワークと中間 サーバー以外とは接続せず、他の業務に兼用 できないよう他のネットワークやシステムと分離 する。 ・不正アクセス防止策として、標準システムの ネットワークと中間サーバーとの間にファイア ウォールを導入する。 ・中間サーバーとサーバー間連携機能の開 始・停止等の操作は、情報システム管理者に よって統合専用端末の操作を許可された者の みしか行うことができない。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑥技術的対策 具体的な対応の内容 く取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>	・統合専用端末はインターネットに接続で きないよう分離する。	・統合専用端末およびサーバー間連携を行う端末はインターネットに接続できないよう分離する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク⑥技術的対策具体的な対応の内容く取りまとめ機関が定める当広域連合の運用における措置>	(記載なし・追記)	・サーバー間連携を行う端末は中間サーバーと標準システム以外の情報系端末等に兼用できないよう分離などにより、リスクを回避する。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)
するリスク	(2)事実関係を調査し、番号利用法違反又 は番号利用法違反のおそれが把握できた 場合には、その原因究明を行う。	(2)事実関係を調査・監査し、番号利用法違反又は番号利用法違反のおそれが把握できた場合には、その原因究明を行う。	事前	標準システムのバージョンアッ プに伴う修正等(情報連携の 一部変更)
IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・ 啓発 従業員に対する教育・啓発 具体的な方法	(記載なし・追記)	・上述のセキュリティ研修等の未受講者に対しては、再受講の機会を付与している。	事前	標準システムのバージョンアップに伴う修正等(情報連携の一部変更)